

(4) 事業の実績等

事業の実績	令和2年度に実施された教習所での高齢者講習の内訳 ・高齢者講習 一般 2時間講習：55,247名 ・高齢者講習 一般 3時間講習：8,189名 ・高齢者講習 小特 3時間講習：1名 ・特定任意高齢者講習 一般 2時間講習：45名 ・特定任意高齢者講習 一般 3時間講習：1名
事業の効果	更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者は、運転免許証を更新する際、高齢者講習の受講が義務付けられている。 高齢になるほど死亡事故を起こしやすい傾向がみられたことに加え、一般的に自動車等の運転に関する身体機能は、加齢に伴い低下する傾向にあることを踏まえ、高齢者講習において身体機能の低下による運転への影響や、夜間運転時の注意点等について安全運転指導を実施している。
今後の課題	高齢者講習の更なる円滑な実施に向け、受講枠の拡大や円滑な予約の促進、運用の効率化等の高齢者の利便性を図る取組が必要である。

第1. 運転免許費（一般経費A・投資）

担当部課名 運転免許管理課

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

運転免許業務（汎用コンピューターリース料等）

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区分	使用料及び賃借料	合計
予算額	157,412	157,412
事業費実績	157,156	157,156
予算差額	256	256

(3) 令和2年度の取組と実施状況

運転免許管理システムを構成する各種機器のリース等を実施した。

身障者用運転適性検査器を運用し、運動能力の低下した高齢者等を対象に、運動能力の適正な判断かつ効率的な運用を推進した。

2. 監査の結果

(1) 運転免許証作成システム機器の契約について（指摘事項）

ア. 結論

運転免許証作成システム機器については毎年度発生する免許証作成用の材料費を含めた契約が適当であった。

イ. 内容

本事業では運転免許の情報管理や作成等に係る各システム機器のリース等が行われている。運転免許センターおよび19警察署に配備されているIC免許証作成システム機器リース契約もそのうちのひとつである。当機器の令和2年度のリース契約の資料では、年額13円という低額での再リース契約が締結されていた。過年度の契約状況について質問したところ、平成20年度に初回のリース契約を締結しており、その時の契約も一般競争入札により同額で行われていたとのことである。

このような著しく低い価格での契約がなされた背景にはIC免許証作成システムとIC免許証作成に使用される各種消耗品の調達事情があるものと考えられる。

次の「第2. 運転免許費（一般経費A・消費）、（政策経費A・消費）」ではIC免許証の作成に係る材料（カード、インクリボン）が需用費として支出されていて、令和2年度のICカードおよびインクリボンの購入実績は207,717千円である。運転免許証の仕様は厳格に定められており、プリント機械を作成しているメーカーも限られる。栃木県警察が使用しているプリント機器に適合するカードやインクなどは、仕様の都合上、同メーカーからの供給によらざるを得ない状況である。実際に同メーカーの見積りを基にした予定価格の設定および一者応札が常態化していることから、一般競争入札は実施されているものの、毎年継続的に発生するカード作成材料費の契約は実質的に競争が行われていないものと見られる。

競争原理を働かせる意味では免許証作成に係る契約は作成システム機器と毎年度発生する材料費は一体のものとして考えて入札・契約をする方法が適当であったと考えられる。

第2. 運転免許費（一般経費A・消費）、（政策経費A・消費）

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

運転免許業務（I C免許証カード、試験車両保険料・重量税、試験車両リース料等）

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区分	需用費 消耗品費	役務費 保険料	使用料及 び賃借料	公課費	合計
予算額	228,986	217	12,756	281	242,240
事業費実績	228,489	217	11,980	281	240,967
予算差額	497	0	776	0	1,273

(3) 令和2年度を取組と実施状況

I Cカード免許証の作成及び運転免許試験用各種車両のリース等実施した。

2. 監査の結果

「第1. 運転免許費（一般経費A・投資）」の監査の結果を参照。

第3. 運転免許費（政策経費B・消費）

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

運転免許業務（高齢者講習委託等に要する経費）

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区分	委託料
予算額	784,300
事業費実績	784,079
予算差額	221

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

高齢者の交通事故防止対策としての高齢者講習等を実施した。更なる受講者の拡大や円滑な予約の促進、運用の効率化等の高齢者の利便性を図る必要がある。

2. 監査の結果

(1) 委託費の設計方法について（意見）

ア. 結論

各委託先での講習の実施状況を考慮した委託料の設計の検討が必要である。

イ. 内容

本事業では、運転免許に関わる警察の業務の多くが含まれているが、免許の更新の際の講習および高齢者の認知機能検査やその検査結果の通知などの周辺業務の委託が主要なものとなっている。免許の更新業務は、通常の更新時講習のほか高齢者講習も委託している。更新の受講対象者は多数におよぶため、免許センターだけでなく、県内の教習所でも受講できるように各教習所の事業者と随意契約で業務処理人数あたりの単価契約により委託をしている。高齢化が進む現在では、高齢者講習事業が重要な取組となっているが、令和 2 年度は予測の講習受講者数 62,310 人に対し、教習所での受講者数の実績は 63,436 人とコロナ禍にあっても、業務委託を活用しながら事業を遂行できたといえる。

委託契約は各教習所それぞれと締結しているが、契約関連の書類を閲覧したところ、提出されている見積書と契約単価はすべての教習所で同額となっていた。栃木県警察の説明では、栃木県指定自動車教習所協会および各教習所と協議のうえ一律の単価とすることで合意されたとのことである。

設計書における高齢者講習に係る委託料の内訳をみると、人件費、施設費、講習に使用する映像機器や適性検査機器など固定費と考えられる物件費を含め、すべての経費について各種講習ごとに 1 回あたりの金額を算定し、さらに 1 回あたりの受講人数を 6 名と仮定して 1 名あたりの委託料単価を算定している。

しかし令和 2 年度の講習実施実績をみると、委託先 35 教習所での講習実際回数や受講者数にばらつきがみられる。1 回あたりの受講人数の状況や、固定費である機器等の稼働状況により採算性がかなり異なる可能性があるため、各委託先での業務実施状況を考慮した委託料の設計方法の検討が必要である。

第4. 運転免許センター維持管理費

担当部課名 運転免許管理課

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

運転免許センター施設の維持管理

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

(単位：千円)

区分	消耗品費	燃料費	光熱水費	修繕料	通信運搬費	手数料
予算額	1,046	49	32,156	768	1	1,758
事業費実績	999	0	26,745	471	1	1,748
予算差額	47	49	5,411	297	0	10

(単位：千円)

区分	委託料	負担金	計
予算額	51,280	11	87,069
事業費実績	50,746	11	80,721
予算差額	534	0	6,348

(3) 令和2年度の取組と実施状況

運転免許センター施設の維持管理に必要な委託業務等を実施した。

2. 監査の結果

(1) 水道設備の管理状況について(指摘事項)

ア. 結論

運転免許センターでは令和3年2月に、上下水道使用量が増加を理由に、漏水の疑いがあることから調査が行われ、実際に地中の給水管で漏水していたことがわかった。しかし水道使用量の推移についての資料を閲覧したところ、令和2年5月頃からすでに令和3年1月時の水道使用量と同程度に急増している。また令和元年5月時の水道

使用量もかなり多くなっており、理由を確認したところ、これも漏水が原因であった。

運転免許センターの水道使用量および料金の推移

令和元年	5月	7月	9月	11月	1月	3月
使用料 m ³	3,806	1,786	1,166	944	1,023	1,734
金額 千円	1,021	291	322	264	290	481
令和2年	5月	7月	9月	11月	1月	3月
使用料 m ³	2,565	2,982	3,166	2,720	2,557	2,630
金額 千円	705	818	867	747	703	723

直近に漏水による使用量の増加があったことを考えると、令和2年度の漏水については、適時にモニタリングすることで早期に可能性を察知して調査を開始すべきだった。

第13章 交通安全教育センター運営費

(1) 事業の概要

交通安全教育センターの運営に要する経費

(2) 予算の執行状況

区 分	予 算 額	支 出 済 額				翌年度 繰越額	不 用 額	支出済額の説明
		本 課	他 課	公 所	計			
13 委 託 料	28,040,000	27,566,000			27,566,000		474,000	交通安全教育事業委託等
15 工 事 請 負 費	60,181,000	59,686,000			59,686,000		495,000	安全運転コース改修工事等
計	88,221,000	87,252,000			87,252,000		969,000	

(3) 重点目標と主な取組内容と事業名

重点目標	主な取組内容	事業名	予算額(円)	執行済額(円)
交通死亡事故 抑止対策の推 進	安全で安心な交通環境 の整備	(高齢者運転者対策環境整備) 運転サポートセンター及び安全 運転コースの改修	64,149,000	63,635,000
〃	〃	交通安全教育(マロニエ号)事 業委託	24,072,000	23,617,000

(4) 事業の実績等

事業の実績	高齢者講習環境の充実のため、運転サポートセンター及び安全運転コースの改修を行った。
事業の効果	より安全な高齢者講習環境を確保するとともに、認知機能検査及び高齢者講習の受け入れ体制を強化することで、受検・受講予約待ち期間の短縮、有効期間満了が迫った高齢者への対策強化が実現され高齢者への利便性向上が図られたもの。 不要物撤去後は、臨時駐車場及び今後の高齢運転者増加に対する講習実施枠拡大時に備えた駐車場等、今後の免許センター全体の運用状況を踏まえた利活用の推進を図っていく。
今後の課題	令和4年度からの道路交通法改正における新高齢者講習制度の運用開始に対応すべく、コースの改修等を検討していく必要がある。

第1. 交通安全教育センター運営費（一般経費 B・消費）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通安全教育車（マロニエ号）事業委託に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

細事業名 交通安全教育センター運営費（一般経費 B・消費）

（単位：千円）

区分	委託料	合計
予算額	23,621	23,621
事業費実績	23,617	23,617
予算差額	4	4

(3) 令和2年度の取組と実施状況

交通安全教育の効率的な推進を図るため、県内の幼稚園、保育所、小・中学校、老人クラブ事業所等を対象に、適性検査器や各種視聴覚器材を搭載した交通安全教育車（マロニエ号）による出前方式の安全教育を実施した。

実施回数 297回 7,664人

2. 監査の結果

(1) 委託契約の料金設定について（意見）

ア. 結論

実施量に応じた委託料の設定とすることを検討すべきである。

イ. 内容

本事業の実施にあたり、交通安全教育車2台を利用し、それぞれに対し担当者2名を配置している。活動は県内の幼稚園や老人クラブ等の要請に応じて実施している。過去3年度の実績を見ると、平成30年度は380回22,927人、令和元年度は291回15,692人、令和2年度297回7,664人となっている。令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により実施回数に影響があり、令和2年度は特に1回あたり人数規模が縮小されたとみられる。委託料の設計書では、実施担当者の年間人件費と交通安全教育車の年間燃料や維持管理費を積算したものを委託の予定価格としている。一方で委託事業の仕様書を見ると、業務の実施日は定められているが、具体的な実施回数などの目安は設けられておらず、令和2年度のように実施回数や参加人数が少なかったとしても委託料金は変わらない。

委託費事業の人件費については、時間や日数単価により計算する考え方もある。仕様書に実施量について定めたうえで、これに応じた、委託料とするかを検討すべきである。

第2. 交通安全教育センター運営費（指定事業・増減大）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

高齢運転者への支援体制の充実・強化及び交通安全教育の推進のための環境整備に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区分	委託料	工事請負費	合計
予算額	4,419	59,730	64,149
事業費実績	3,949	59,686	63,635
予算差額	470	44	514

(3) 令和2年度の取組と実施状況

より安全な高齢者講習環境を確保すべく、安全運転コースに残存する不要建築物等を解体・撤去し、臨時駐車場や令和4年度運転技能検査課題コース等として利活用を図っていく。

2. 監査の結果

(1) 予算の執行状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

交通安全教育センター（現 運転者サポートセンター）は老朽化して使用していない設備も多く、令和元年度から2か年計画で不要設備の撤去を行っている。

安全運転コースの設備もその一部で、高齢者の運転免許更新や更新のための検査件数の増加が見込まれることから、本事業では臨時駐車場や高齢者運転技能検査課題コースを整備することを前提に令和2年度に解体工事を実施している（新コースの整備は令和3年度末完成予定）。また運転者サポートセンター建物の修繕工事も実施している。

工事の内容および工事請負契約に関する各種資料を閲覧しヒアリングを行ったところ、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

第14章 恩給及び退職年金費

第1. 恩給及び退職年金費

担当部課名 警務部警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

退職警察職員の恩給等に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

区 分	予 算 額	支 出 額				翌年 繰越	不 用 額	支出済額の説明
		本 課	他 課	公 所	計			
	円	円	円	円	円	円	円	
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	26,765,000	25,791,282			25,791,282		973,718	普通恩給及び扶 助料
計	26,765,000	25,791,282			25,791,282		973,718	

2. 監査の結果

(1) 恩給及び扶助料の支払手続について

ア. 結論

恩給及び扶助料の支払手続について、担当者への質問及び資料の閲覧を実施した結果、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

恩給は、昭和37年11月30日までに退職した警察官に対する退職年金であり、扶助料は恩給の受給者が死亡した場合にその配偶者へ支給する遺族年金である。

恩給及び扶助料は、四半期ごとに年4回支払手続が実施される。恩給受給者及び扶助料受給者の情報は、恩給システムにおいて管理されている。恩給マスター一覧により個人別の台帳を出力し、支払手続が行われる四半期（4月、7月、10月、1月）ごとに受給者の確認を市町村のシステムである住基ネットを利用して行っている。また、

2年に一度現況確認として、受給者本人へ書類を郵送し受給権存否の調査を実施している。令和2年度の恩給受給者4名及び扶助料受給者24名に対する各手続は適切に実施されており問題となる事項はなかった。

第15章 一般警察活動費

1 事業の概要

地域警察活動、警察電話専用料及び教育訓練等に要する経費

2 予算の執行状況

区 分	予 算 額	支 出 済 額				翌年繰越	不 用 額	支出済額の説明
		本 課	他 課	公 所	計			
	円	円	円	円	円	円	円	
8 報 償 費	430,000	236,800			236,800		193,200	講師謝金等
9 旅 費	36,773,000	15,460,981		17,440,463	32,901,444		3,871,556	
普通旅費	33,009,000	15,276,999		13,995,670	29,272,669		3,736,331	職員の出張旅費
特別旅費	3,764,000	183,982		3,444,793	3,628,775		135,225	通訳人旅費等
11 需 用 費	108,645,200	63,196,266	144,254	45,000,764	108,341,284		303,916	消耗品費 61,818,333円 印刷製本費 1,338,788円 修繕料 39,145円
12 役 務 費	235,357,800	189,721,897		37,853,708	227,575,605		7,782,195	通信運搬費 186,106,061円 広告料 2,569,688円 手数料 1,028,988円 保険料 17,160円
13 委 託 料	6,344,000	5,569,091	550,000		6,119,091		224,909	警察官募集広報パンフレット制作等
14 使用料及び 賃借料	8,909,000	8,687,377			8,687,377		221,623	ファックス等 リース料
19 負担金、補助 及び交付金	1,466,000	1,203,280		197,700	1,400,980		65,020	
負担金	1,466,000	1,203,280		197,700	1,400,980		65,020	合同企業説明会 参加等
27 公 課 費	8,000	1,800		5,400	7,200		800	免許登録税
計	397,933,000	284,077,492	694,254	100,498,035	385,269,781		12,663,219	

3 重点目標と主な取組内容と事業名

重点目標	主な取組内容	事業名	予算額(円)	執行済額(円)
街頭活動等の一層の推進	初動警察活動の強化	(車載通信系無線システム等) 高度警察情報通信基盤システム (PⅢ等) 端末通信料等	17,122,000	13,595,438

4 事業の実績等

事業の実績	高度警察情報通信基盤システム（PⅢ：ポリストリプルアイ）は、サーバやデータ端末から構成され、警察電話、映像伝送及び配信等を備えた警察電話のネットワークを活用した警察版のスマートフォンやタブレットです。本県警察には785台が配分され、警察本部各部・各隊や各警察署にて運用している。
事業の効果	高度警察情報通信基盤システム（PⅢ：ポリストリプルアイ）の機能については、通常の電話として使用できるほか、映像送信及び配信、位置・地図表示、音声翻訳機能等が付加されていることから、各種機能を有効に活用しながら、数多くの事件等を解決し、県民の安全で安心な日常生活の確保に取り組んでいる。
今後の課題	追加配分として107台が予定されているため、更なる機能の習熟に努めるとともに、各種機能を有効に活用しながら、県民の体感治安の向上に努める。

第1. 活動経費 旅費

担当部課名 警務部会計課（予算・出納・監査指導）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

職員が公務のために行った旅行及び職員又は職員以外の者が県の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するために行った旅行に対して旅費を支給するもの。

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

○単位事業・細事業名

一般警察活動費 活動経費

（単位：千円）

区分	旅費
予算額	36,773
事業費実績	32,902
予算差額	3,871

(3) 令和2年度の取組と実施状況

- ・普通旅費（職員に支給する旅費）

- …捜査活動、会議出席、入校等に係る旅費

実績額 29,272,669 円＝本部 15,276,999 円＋警察署 13,995,670 円

- ・特別旅費（職員及び職員以外の者に支給する旅費）

- …参考人・通訳人等に係る旅費

- …講演会・講習会・研修会等の講師に係る旅費

- …被疑者身柄輸送費に係る旅費

実績額 3,628,775 円＝本部 183,982 円＋警察署 3,444,793 円

2. 監査の結果

(1) 旅費の支払手続について

ア. 結論

旅費の支払手続において、特に問題となる事項はなかった。

イ. 内容

公務のため警察職員が旅行する場合において、栃木県経費をもって支弁する旅費取扱は、「職員等の旅費に関する条例」（栃木県条例第 49 号）及び「職員等の旅費に関する規則」（栃木県規則第 55 号）に定めるもののほか、「栃木県警察職員等の旅費に関する訓令」及び「参考人等及び犯罪の被害者等に対する旅費の支給について（例規通達）」等に従う。

旅費の支給の手続は、現課（警察署、警察本部各課）において所属長の発する旅行命令書によりはじまり、旅費請求書及び所定の領収書の提出と支出決議書の決裁及び出納員（出納係）による財務システムの確定により完了する。

旅費の支払は、公務の終了により精算することが通常であるが、一部に概算払の方法がある。概算払の場合、精算時に零精算の状態であれば財務システムの旅費システムによる登録手続を行う。旅費システムの画面に精算処理の帳票が表示されるのを確認し、旅費請求書にその旨の記載を行って事務処理が完了する。概算払の零精算では、精算書の紙面での出力を省略し事務処理を簡略化している。

概算払の未精算が、財務システムにより確認できるか否かを質問したところ、「栃木県業務ポータル」の画面により未精算の抽出が可能であり、その確認を行っているとの回答を得た。

第2. 活動経費 高速通行料

担当部課名 警務部警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察車両の高速道路通行に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 活動経費

（単位：千円）

区分	使用料及び賃借料	合計
予算額	2,793	2,793
事業費実績	2,698	2,698
予算差額	95	95

(3) 令和2年度を取組と実施状況

警察車両が使用した高速道路の通行料（捜査用務等を除く）を執行した。

2. 監査の結果

(1) 管理の状況について

ア. 結論

警察車両の高速道路利用に関して、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

警察車両の高速道路の通行料は、無料の使用と有料の使用とがある。無料の使用は、捜査、警衛・警護、警邏、災害の際に高速道路を利用する場合である。有料の使用は、上記以外の場合で原則2区間（35Km以上）の移動において、会議等の行政目的に際して高速道路を利用する場合である。

各所属では、有料となる高速道路使用に際して「ETCカード管理簿」を付けており、使用の状況、使用の決裁、ETCカードの受け渡し及び返納の記録を付けて管理している。月単位で「ETCカード使用一覧表」を作成し、警務課へFAXで提出している。警務課では、東日本Nexcからの請求書と各署・各課から送られてくる「ETCカード使用一覧表」を突き合わせて、請求内容の検証を行っている。

各署、各課におけるETC手持ち枚数は、1枚から2枚程であり、警務課の保管が4枚となっているが、使用頻度は高くないため枚数として足りているとのことである。有料による高速道路使用は、全てETCカードを使用しており、現金による立替は禁止している。

無料使用の際は、事前に各署・各課において「公務従事車両証明書」を発行し、料金所を通過する際に提示する必要があるため、料金所において混乱は生じない。

第3. 教養訓練費（一般経費 A・投資）

担当部課名 警務部教養課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

拳銃使用判断能力向上のための映像射撃シミュレーター訓練装置 2 台の賃借に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 教養訓練費（一般経費 A・投資）

（単位：千円）

区分	使用料及び賃借料	合計
予算額	962	962
事業費実績	962	962
予算差額	0	0

(3) 令和 2 年度 of 取組と実施状況

ア. 取組

2 台の訓練装置を県内全警察署（19 署）及び警察本部執行隊に順次貸出し、当該所属警察官に訓練を実施させた。また、実施状況が低調な所属に対して再配置の上、訓練を実施させた。

イ. 実施状況

令和 2 年度中、訓練装置を使用した訓練を全訓練対象者 3,191 名のうち 2,380 名が実施（実施率約 74.58%）した。

2. 監査の結果

(1) 訓練状況の管理について

ア. 結論

映像射撃シミュレーター訓練について、訓練対象者が訓練を確実に実施するような適切な管理が行われており、問題はなかった。

イ. 内容

映像射撃シミュレーター訓練装置は、警察官の拳銃使用の判断能力の向上及び射撃操作に熟練することを目的に実施されるものであり、訓練実施基準に従って年間計画が策定されている。令和 2 年度の対象は、県内全警察官 3,191 名である。映像射撃シミュレーター訓練装置は、5 年間のリース契約（保守込み）となっている。装置は民

間事業者が開発したものであるが、装置に収録される訓練想定は警察庁の監修を受ける。

適正な拳銃使用の判断能力を向上させるために訓練は必須となっているが、教養課では実施状況の把握を行い確実な実施を進めている。

訓練対象者が確実に訓練を実施していることをどのような方法で管理しているかという点について確認した。訓練の状況は以前から管理システムに入力していたが、令和2年度からは管理システムのデータをエクセルに移行して情報の加工が可能となり、未実施の状況を簡単に把握できるようになった。その情報に基づき、実施状況が低調な所属に対して再配置の上、訓練を実施させているとのことである。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、計画とおりに訓練は実施できなかった。

第4. 教養訓練費（一般経費 B・消費）

担当部課名 警務部教養課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察官の教養訓練に必要な物品の調達及び修繕、並びに警察術科大会開催に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 教養訓練費（一般経費 B・消費）

（単位：千円）

区分	需用費	使用料及び賃借料	合計
予算額	2,895	54	2,949
事業費実績	2,871	0	2,871
予算差額	24	54	78

(3) 令和2年度を取組と実施状況

ア. 消耗品費

(7) 取組

警察官に必要とされる訓練を実施するため、物品の調達を行うこととした。

(イ) 実施状況

必要な訓練用具を調達し、訓練を実施した。

イ. 修繕料

取組

術科訓練により劣化した防具類の修繕し、再使用することとした。

実施状況

劣化の状況から、剣道防具の修繕を実施した。

ウ. 使用料及び賃借料

取組

逮捕術、柔道及び剣道大会会場として栃木県武道館、駅伝大会として真岡市内井頭公園を借用することとした。

実施状況

感染症の感染状況を考慮し、上記大会を全て中止とした。

2. 監査の結果

(1) 訓練実施基準の履行状況の管理について（意見）

ア. 結論

拳銃訓練及び術科訓練の管理状況を確認した。訓練状況の把握は適切に行われていたが、参加状況が必ずしも高くなく原因究明や対策等が限られており事業の効果を上げるための検証が十分に行われていない。

イ. 内容

(ア) 拳銃訓練

拳銃訓練は、警察学校及び栃木警察署の訓練所において実施されている。実射訓練は、訓練実施基準に基づき行われているが、教養課では訓練実施時に実施者から個票の提出を求めるとともに、訓練の実施状況を管理システムに登録している。

実射訓練の対象者は、映像射撃シミュレーター訓練の対象者と同じ3,191名（令和2年度）である。

教養課では、令和2年度から管理システムの実射データをエクセルに移管し、実射訓練状況を管理している。実射訓練の実績を確認するため、管理システム及びエクセルから未実施の職員情報の出力を依頼し、実射訓練の対象となる警察官の訓練の管理状況を確認した。

実射訓練の未実施者及び低調者の把握及び解消のため、教養課では実施状況を適切に管理していることが確認できた。しかし、拳銃訓練の達成状況は全国平均並みであり、拳銃訓練の達成状況は十分であるとは言えない。

(イ) 術科訓練

柔道訓練及び剣道訓練は、基礎的な武術である柔道及び剣道を学ぶ教養であり、逮捕術の動作の基礎を学ぶ訓練となる。逮捕術、柔道及び剣道の訓練対象者は、全警察官である。

所属長は、訓練結果の取りまとめを行い、月ごとに教養課へ提出している。システムによる対応はできていないが、手書きにより個人名簿の訓練状況表を付けており、

月単位で教養課にその集計結果を提出する。教養課は、提出を受けた訓練状況表をエクセル様式としてデータ化し、それに基づき実施状況の芳しくない警察官を対象に各所属が実施する訓練の補完・補強として巡回教養を行い、実施率の引き上げを図っている。

監査において、未実施の警察官の選出手続きが分かる資料の提出を求め、その巡回教養の状況を確認した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により一時全ての術科訓練が中断となる等大きな制約があった。教養課では、各所属の訓練状況を把握し、巡回教養として12回9所属延べ174名を対象として指導教養を実施しており、コロナ禍ではあるが適切な訓練実施の管理状況が確認できた。

しかし、術科訓練は概して実施状況が低調である。特に、柔道、剣道の訓練状況は対象者の1割強であり、対象者の範囲が適切なのか検討する必要がある。警察庁は、訓練実施基準について柔道・剣道に関して県独自の基準を認めているとのことであり、本当に必要とする立場の警察官が訓練を受けているのか検証が必要である。逮捕術でも訓練を妨げている要因を把握する必要がある。

第5. 教養訓練費（一般経費B・消費） 女性警察官研修関係

担当部課名 警務部警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

女性警察官対象の講演会

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 教養訓練費

(単位：千円)

区分	報償費	旅費	委託料	合計
予算額	40	11	22	73
事業費実績	0	0	0	0
予算差額	40	11	22	73

(3) 令和2年度を取組と実施状況

新型コロナウイルス感染症の情勢を踏まえ、講演会を中止した。

2. 監査の結果

(1) 講演会の評価について（意見）

ア. 結論

講演会のアンケート調査を実施しているとのことであるが、その総括を行い組織内における認識の共有を図る過程が見られない。

イ. 内容

警務課では、年1回女性警察官を対象に講演会を企画・開催している。女性警察官は、360名（令和3年4月1日現在、育児休業者を含む）在籍しているが、毎年100名程度の参加者を募集している。

講演内容であるが、栃木県警察には現在警視の階級の女性警察官がいないこともあり、女性警察官の昇任意欲の向上やキャリアアップの方法等、女性活躍のための課題や方法をテーマとしている。講師は、他県警の警察職員や警視庁の女性警視（管理官）及び外部講師等である。講演時間は2時間程であり、その後に質疑応答の時間と聴講者にアンケートの記入提出を求めている。

アンケートは、匿名により聴講者全員に提出を求めている。講演会を開催した趣旨について、どのような反応があったのか、新たな視点による問題提起や企画側が予想していない反応等、企画した目的について達成状況を評価することが必要と考えるが、アンケートの取りまとめと講演内容の評価を提供するまでに至っていない。

第6. 地域活動費（一般経費B・消費）

担当部課名 地域部地域課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

地域警察活動の遂行に要する経費

・報償費～ 現金遺失、盗難被害の旅行者等に対し、現金を貸与した際の警察官個人の金銭的負担を軽減し、良好な公衆関係を推進するための経費

・旅費～ 地域警察官の職務質問技能向上のため、警察庁指定の広域技能指導官を招聘するための旅費

・需用費～ 地域警察活動を円滑に遂行するための物品の購入及び印刷に要する経費

・役務費、負担金、補助及び交付金、公課費

～ 水難事故発生時における迅速な救助活動のため、小型船舶免許の取得に要する受験講習料、登録免許税、申請手数料等

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 地域活動費（一般経費B・消費）

（単位：千円）

区分	報償費	旅費	需用費	役務費	負担金、 補助及び 交付金	公課費	合計
予算額	10	21	2,996	18	231	6	3,282
事業費実績	0	0	2,989	13	198	6	3,206
予算差額	10	21	7	5	33	0	76

(3) 令和2年度を取組と実施状況

- ・ 報償費と旅費の執行はなし。
- ・ 地域警察活動を円滑に遂行するための物品の購入及び印刷を行った。
- ・ 船外機を配備している3警察署（栃木、今市、那須烏山警察署）で各1人に小型船舶免許を取得させた。

2. 監査の結果

(1) 小型船舶免許の取得について（意見）

ア. 結論

水難事故の救助活動のために3警察署（栃木、今市、那須烏山警察署）では、毎年各1名に小型船舶免許を取得させている。しかし、各警察署の地域課に配属されている警察官の中で、小型船舶免許の資格取得者が何名いるのか総数の把握がされておらず、事業の経済性を検証することができない。

イ. 内容

河川や渡良瀬遊水地における川遊び、魚釣り等で水難事故が発生する危険のある3警察署（栃木、今市、那須烏山警察署）では、水難事故発生時に迅速に救助活動を行うため地域課配属の警察官に小型船舶免許の取得を進めている。自然災害による人命救助は、警備部の職務であり、この事業は水難事故に限定したものである。

毎年各1名を3警察署に選抜してもらい、ボートのスクリュウ操作の実技受講と小型船舶免許の試験を受けてもらう。警察署の訓練は、年1回、夏場に向けて行われている。水難事故による人命救助について、市町の消防署にも同様の職務があり、3警察署の地域警察官が出動した事例は過去にないとのことである。

小型船舶免許の有効期間は5年であるが、小型船舶免許が必要となる事例は3警察署の地域警察官任務以外にも警備部の水害における人命救助の職務もあり、小型船舶免許が有効に活用できる機会はある。配備の目安として3警察署に平時数名の資格取

得者がいる状態となるよう、毎年各1名（主に配属1年目の警察官）に小型船舶免許を取得させているとのことであるが、3警察署の地域課に配属されている警察官の中に小型船舶免許の資格取得者が何名いるのか把握できていない。

(2)職務質問技能の伝承について

ア. 結論

教養における職務質問技能の伝承について、事業内容の質問及び関係書類の閲覧をした結果、特に問題となる事項はなかった。

イ. 内容

令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため実施していないが、毎年、警察庁指定の広域技能指導官（令和3年度は16名）の中から1又は2名を招聘し、地域警察官の職務質問技能の向上を目的に講義を受けている。講義は、若手警察官の部、女性警察官の部、県技能指導官（準指導員、技能指導員）の部など受講する警察官のレベルに応じてクラス分けをしている。

県技能指導官は、そこからさらに警察学校での講義や一線の地域警察官に同行指導を行うなどして職務質問技能の伝承に努めており、県警全体の技能向上を図っている。

第7. 電話維持費（一般経費A） 通信回線

担当部課名 地域部通信指令課

1. 事業概要

(1)事業の内容

警察電話等専用電話料、加入電話料、地域警察デジタル無線システム等の回線料

(2)令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 電話維持費（一般経費A）

（単位：千円）

区分	通信運搬費
予算額	146,600
事業費実績	146,319
予算差額	281

内容	事業費実績
1. 専用線	
(1) 4.5 級線（警察電話）	56,900
(2) 臨時回線	19
(3) 110 番専用回線	4,139
(4) 通信指令システム	
ア パトカー動態表示 イ 110 番指令回線	19,749
2. 加入電話回線	
(1) 本部、署、交番、駐在所	41,659
(2) 臨時電話（捜査本部設置）	78
(3) 多機能電話回線付加分	2,746
3. 地域警察デジタル無線システム回線料	
移動通信システム（PSW）	21,029
合計	146,319

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

栃木県警察の警察電話等専用電話料、加入電話料、パトカーや交番、駐在所の警察官が使用する地域警察デジタル無線システム等の回線使用料の支払い。

2. 監査の結果

(1) 110 番の回線数について

ア. 結論

通信指令室の 110 番回線数について質問したが、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

110 番通報の近年の状況は、次の表のとおりであり、一日平均 360 件程度となっている。令和 2 年度の 1 日最大受理件数は、8 月 11 日の 411 件、最少は 4 月 29 日の 200 件であった。令和元年度の最大受理件数は、10 月 13 日の 643 件、最少は 5 月 6 日の 243 件であった。令和元年 10 月 13 日は、東日本台風（台風第 19 号）が関東に上陸し、栃木県内でも各地で大雨による水害が多発した日である。

<110 番受理状況>

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
総受理件数	133,254	130,398	133,875	133,665	120,042
有効受理件数	112,930	114,346	117,108	116,290	103,695
無効受理件数	20,324	16,052	16,767	17,375	16,347
一日平均	364	357	367	366	328

栃木県内の 110 番通報は、すべて警察本部の通信指令室で受け付けているが、その回線は 6 回線（島）であり、通報後にパトカーや警察署に出動の指令を行うデスクは 3 つである。監査において、6 回線の同時使用の状況を把握する方法について質問をしたところ、各回線（島）のデスク上にあるランプが回線使用時に点灯することから、目視によって使用状況が確認できるとのことであった。また、現在の回線数が、適切な回線数であることはどのように検証しているのか、110 番通報がつかないいわゆる滞留状態の発生頻度について、「通信指令システム」のデータから把握できるのかを質問した。担当者がメーカーに確認したところ、現在のシステムは通報を受理して件数を数えることが可能となるため滞留状態でつかない電話が何件発生しているのかは不明であるとの回答であった。現状、6 回線が同時使用となるランプ点灯は、記録を残しているわけではないが年に僅かであり、現在の回線数で問題ないと判断しているとのことである。

滞留状態とは反対に、交通事故の多い朝夕の通勤・通学の時間帯を除いた日中や夜間の時間帯に 6 回線が常時必要なのか否かについて、その使用状況をどのように検証し分析しているのかについて質問した。

通信指令課では、通報件数を分析して通信指令室の勤務体制を組んでいるとのことである。日中は、最大受理 5 名、指令 3 名の 6 名～8 名体制であるが、夜間 9 時 30 分から午前 2 時までは 4 名、午前 2 時から午前 9 時 30 分まで 3 人体制となっており、必要な人員を適切に配置しているとの回答であった。

(2)無効受理件数について（意見）

ア．結論

110 番と本来関係のない無効な通報が年間 17,000 件ほどあるが、有効な対策が見当たらない。市町の 119 番通報も同様の問題が想定されるため、消防署との連絡会議等において解決策を模索してはどうか。

イ．内容

通信指令室では、110 番通報を内容別に分類し集計している。次の表は、110 番通報のうち有効受理件数の内訳を集計したものである。交通関係の通報が全体の 4 割弱を占めている。110 番通報は、通信指令室の回線が滞留状態にならない限り、全て受け付けられる。しかし、その中には、毎年無効受理件数が 17,000 件程度発生している。事件や事故等の緊急性のある通報に対して、関係のない不必要な 110 番通報を排除したいところであるが、それは県民へのお願い事項であってそれ以上の解決策はない。中には、定期的に 110 番通報を行う 110 番マニアもあり、最寄りの警察署から本人宅へ訪問しお願い及び注意をするが、その後も繰り返されており訪問の効果はほとんどないとのことである。

この問題は、市町管轄の消防署に対する 119 番通報と同様の問題であるため、消防

署との連絡会議等において解決策を模索することが考えられる。

<110 番有効受理件数の内訳>

区分	令和元年度	令和2年度
刑法犯関係	5,756	4,750
交通関係	45,070	38,386
喧嘩・口論	5,132	4,773
保護・救護	6,172	5,844
各種情報	12,450	12,306
各種照会（注1）	5,102	4,232
続報	13,657	12,019
その他（注2）	22,951	21,385
小計：有効受理件数	116,290	103,695
無効受理件数	17,375	16,347
合計	133,665	120,042

（注1） 電話番号、業務内容照会、免許更新照会、地理案内、遺失・拾得物問合せ

（注2） 災害、変死、要望・相談、苦情

第8. 電話維持費（一般経費A）携帯電話リース

担当部課名 警務部会計課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

携帯電話機の賃貸借に要する経費

事件・事故の指揮連絡を目的として職員に貸与している

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名

電話維持費（一般経費A）

（単位：千円）

区 分	使用料及び賃借料	合 計
予算額	4,213	4,213
事業費実績	4,205	4,205
予算差額	8	8

(3) 令和2年度を取組と実施状況

契約の内容

携帯電話機賃貸借	1,300 台
契約期間	平成 30(2018)年 7 月 1 日～令和 5(2023)年 6 月 30 日
契約金額	4,204,200 円(令和 2 年度)
賃貸額(月額)	350,350 円

2. 監査の結果

(1) 携帯電話の設定時間の検証について（意見）

ア. 結論

リース契約の通話時間の料金設定が総枠で決められているが、現状の使用方法が過不足ない状態なのか検証が行われていない。

イ. 内容

事件等において緊急の呼出のある警察本部及び警察署の警察幹部職員に対して、携帯電話機を公用携帯として貸与するために必要とする事業費である。

事業費は、5 年間のリース契約による年間分であり、1,300 台を貸与している。各署及び各課において、毎年必要とする台数を会計課に申請してもらい、配分検討資料を作成して年度開始前に配分を決定する。予備の保有は、会計課の管理とし、21 台（令和 3 年度）を保管して緊急の要請に対応できるように管理している。

通話による電源の維持時間が重要な機能となるため、従来型の携帯電話を利用しているが、通話の料金体系はリース契約により定まっている。

現在のリース契約では、1 台当たり毎月 250 分まで通話無料となっている。通話料が有料となるのはリース契約の総数 1,300 台の累積をもって判定するため、仮に月 250 分を超える使用があった携帯電話があっても、他の携帯電話の枠内で全体が納まれば通話料はかからないため、有料となる通話を確認された月は今までないとのことである。また、1 月の通話料が 6,300 円を超える端末について、超過月が連続するようであれば「公用携帯電話機管理簿」から端末使用者の所属に連絡を取って、使用目的、捜査方法を聴取して適正な使用方法か否かを検証している。

現在のリース契約の設定が、十分な通話時間を確保できていることは確認できるが、余剰分がどの程度発生しているのかは現状認識していない。利用明細には、無料の範囲（月額 1 台 6,300 円）であっても通話料の金額が記載されるため、通話料金から使用した時間を逆算して全体の通話時間がどのくらい発生しているのかを把握することは可能である。

今回のリース契約更新において、料金設定や使用可能時間、パケット（インターネット回線使用時の容量）等の価格や性能等の面から検討を行うことになる。一つの要素として最少の経費で必要十分な通話時間のプランを選択することが要求されるが、現在はそのための通話時間の実績集計が行われていない。

第9. 電話維持費（一般経費 A） 負担金

担当部課名 警備部警備第二課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

画像伝送装置臨時回線使用に要する費用

画像伝送装置臨時回線設置に要する費用

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 電話維持費（一般経費 A）

（単位：千円）

区分	通信運搬費	負担金	合計
予算額	665	4	669
事業費実績	59	0	59
予算差額	606	4	610

(3) 令和2年度の取組と実施状況

皇族の行幸啓先に設置されているカメラ映像を警備指揮本部に転送する通信費

那須御用邸御静養時の警衛予行 1回

回線使用にかかる設置作業は不要であったため、支出実績は無し

2. 監査の結果

(1) 事務処理について

ア. 結論

遠隔操作型カメラの回線使用にかかる費用について、事業の内容について質問し関係書類の閲覧をした結果、特に問題となる事項はなかった。

イ. 内容

当該予算は、天皇ご一家、上皇・上皇后の那須御用邸への行幸、行啓において、新幹線的那須塩原駅駐車場に設置された遠隔操作型カメラの映像を警備指揮本部へ転送するための通信費である。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため行事が中止となり、リハーサルによる広域イーサネット回線使用料及び特定区間の臨時電話回線使用料が僅かに生じただけである。

第10. 電話維持費（政策経費 B） 捜査支援システム

担当部課名 刑事部刑事総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

- ア 重要犯罪捜査支援システム用回線使用料
- イ 捜査用カメラシステム回線使用料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 電話維持費（政策経費 B）

（単位：千円）

区分	重要犯罪捜査支援システム増強分	既設捜査用カメラシステム	増設分捜査用カメラシステム	合計
予算額	18,971	1,782	740	21,493
事業費実績	18,971	1,782	740	21,493
予算差額	0	0	0	0

(3) 令和2年度を取組と実施状況

ア 重要犯罪捜査支援システム

同システムは、中央装置と路上装置を回線接続することにより、各種手配車両の早期発見に寄与した。

イ 捜査用カメラシステム（既設・増強分）

捜査員の代わりに捜査用カメラシステムを使用して遠隔地の張り込み場所でも、通信回線を利用することで、捜査員の効率的な運用に活用している。

2. 監査の結果

(1) 重要犯罪捜査システムについて

ア. 結論

監査の結果、通信料の事務処理に問題となる事項はなかった。

イ. 内容

予算は、重要犯罪捜査支援システム（増強分）の通信料に対するものであるが、契約先の通信事業者と同システムの既設分及び他システムの通信料と合わせて一括して契約をすることで、1回線当たりの価格を下げる努力をしている。

回線の通信状態について、異常が発生した場合、契約先の通信事業者へ連絡し対応してもらい、反対に通信事業者によって異常を検知した場合には栃木県警察への連絡がある。

中央装置と路上装置の回線接続が正常に作動しているか否かについて確認したと

ころ、定期的に一定の方法で点検を実施しているとのことである。重要犯罪捜査システムの稼働状況について、適切な管理が行われていることを質問によって確認した。

(2) 捜査用カメラシステムについて（意見）

ア. 結論

捜査用カメラの使用状況の分析が十分に行われていない。

イ. 内容

捜査用カメラは、設置性、操作性、データ解像度、価格等の要素を考慮して選定しているが、メーカー推奨の回線を使用することになるため、電話回線使用料は機器価格（リース料）と合わせて選定されている。

令和2年中の捜査用カメラの稼働日数は、延べ6,935日となっている。捜査用カメラの画像が直接証拠となって検挙につながった事例があり、令和2年度から捜査用カメラの稼働状況を管理し、使用部署及び使用実績の把握を行っており、事務作業において稼働の実績をとらえている。

しかし、年間延べ6,935日の稼働であるが、必ずしも検挙に直接結びつかない使用があるため、捜査用カメラの使用実態を分析する必要がある。

第11. 電話維持費（指定事業・増減大）

担当部課名 地域部通信指令課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）端末通信料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 電話維持費（指定事業・増減大）

（単位：千円）

区分	通信運搬費
予算額	13,635
事業費実績	13,596
予算差額	39

(3) 令和2年度を取組と実施状況

高度警察情報通信基盤システム（PⅢ：ポリストリプルアイ）は、現在データ端末785台を整備し運用している。

機能については、110番事案情報の受信、位置情報の発信、照会機能、映像の送受信、音声翻訳機能、電話機能等が付加されていることから、各種機能を有効に活用しながら、県民の安全で安心な日常生活の確保に取り組んでいる。

2. 監査の結果

(1) 端末の使い分けについて

ア. 結論

スマホ型端末 PⅢ及び携帯無線機 PSW 並びに警察車両の IPR 無線機について、その機能の説明を受け各機種役割を確認したが、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

高度警察情報通信基盤システムは、PSD が令和3年2月末で運用を停止し、その後継として PⅢと呼ばれるシステムに移行している。PⅢのデータ端末は、現場の制服警察官に配布される端末である。交番、駐在所の警察官（地域課員）にデータ端末を配布し、業務に必要な様々な情報のやり取りを行っている。端末は、スマホ型（データ端末 A 型、C 型）とタブレット型（データ端末 B 型）がある。また、各警察署及び本部執行隊には、管理装置として動態管理装置ノート型 PC が配置されている。これらはすべて警察庁からの支給品であり、警察本部の予算はその使用による回線使用料としての通信費である。1台当たりの固定料金プランとして、回線数に応じた月額料金が設定されている。

現場の制服警察官は、PⅢ以外に PSW と呼ばれる携帯無線機を所持している。通称署活系と呼ばれるもので、各署と警察官（勤務員）との通信手段であり、機能として各署からの指令を複数の警察官が同時に受信できる利便性がある。また、緊急位置情報の機能が付いており、装置の緊急ボタンを押すだけで応援要請ができる特殊な機能がある。機能の違いから現場の警察官は PⅢ及び PSW の両機種を携帯する必要がある。PSW も警察庁からの支給品であるため、システム及び機種を選択する余地はない。

さらに警察車両には、IPR 無線機と呼ばれる装置が搭載されているが、この無線機は電波の弱い不感地帯において PⅢと組み合わせることにより通話エリアを拡大できる機能が備わっている。IPR 無線機も警察庁からの支給品である。

装置の技術的な問題ではあるが、将来的には制服警察官の業務の簡略化、効率化のために、操作性の高い無線機及び情報端末の一体化が望まれる。

第12. 警察活動強化費（一般経費 B）

担当部課名 警務部県民広報相談課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

- ・ 警察広報に要する経費
- ・ 栃木県警察音楽隊の運営に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 警察活動強化費（一般経費B）

（単位：千円）

区分	報償費	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料
予算額	60	3,750	1,710	420	397
事業費実績	30	3,746	1,710	420	384
予算差額	30	4	0	0	13

区分	負担金、補助及び交付金	合計
予算額	25	6,362
事業費実績	0	6,290
予算差額	25	72

(3) 令和2年度の取組と実施状況

栃木県警察音楽隊は、昭和47年4月に発足し、警察広報の顔として、音楽を通じソフトな広報活動を展開し、年間約50回の演奏活動を行っている。しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動が減少し、演奏件数は14件（県内小中学校、交通安全運動、定期演奏会など）となったほか、毎年千葉県で開催されている全国警察音楽隊研修会も中止となった。

また、毎年2月に開催している定期演奏会についても、新型コロナ感染拡大防止のため無観客開催となり、その様子をYouTubeにてライブ配信した。

- ・ 報償費 警察音楽隊定期演奏会司会者謝金
フリーアナウンサーに対し謝金30,000円を支出
- ・ 報償費 警察音楽隊定期演奏会賛助出演校謝金
出演団体無しのため未支出
- ・ 消耗品費 音楽隊楽譜
音楽隊で使用する楽譜及び木管楽器のリードを購入

- ・ 印刷製本費 警察音楽隊定期演奏会
定期演奏会パンフレット 800 部作成
- ・ 修繕費 警察音楽隊楽器修理代
トロンボーン及びバリトンサックスを修理
- ・ 委託料 警察音楽隊定期演奏会照明委託
定期演奏会での音響・照明業務委託
- ・ 委託料 定期演奏会映像配信業務委託
ユーチューブによる定期演奏会のライブ映像配信
- ・ 使用料及び賃貸料 警察音楽隊定期演奏会会場借上料
定期演奏会会場栃木県総合文化センターメインホールの借上料及び付属設備の使用料
- ・ 負担金 全国警察音楽隊研修会受講料
令和 2 年度開催せず

警察広報に関して、

- ・ 需用費 各警察署が発行する「けいさつだより」の増刷補助
各警察署から年間 2、3 回、年間合計約 100 万部発行
- ・ 需用費 警察業務紹介パンフレットを製作
警察本部の庁舎見学者等に配布するもの
- ・ 役員費 ラジオ放送による警察情報の発信
ラジオ放送局は、エフエム栃木（FM）、栃木放送（AM）の 2 局で平日約 5 分間の放送

2. 監査の結果

(1) 警察広報活動について

ア. 結論

警察広報活動及び警察音楽隊について、事業費の内容及び活動実績について質問し資料を閲覧したが、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

栃木県警察音楽隊は、定期演奏会、栃木県警察県民ふれあい展の自主主催による演奏活動の他、春や秋に行われる交通安全運動の開始式、警察学校の入校・卒業式、小中学校からの音楽鑑賞会や地域・自治体のイベント要請によって年間約 50 回の演奏活動を行っている。小中学校や自治体からの要請が多い年は年間 60 回に及ぶこともある。

音楽隊の隊員は、警察本部の 3 つの部署から構成されているが、専属の隊員はなく職務を兼務している。現在は、県民広報相談課 5 名、地域部機動警察隊約 10 名、交

通部交通機動隊約 10 名が所属している。年間の活動日数は、実演が 50 日、訓練日 50 日程度となっている。配属が 10 年以上の長期となっている隊員もいるが、人事異動や昇任あるいは本人の希望によって音楽隊を外れることになるため、隊員は変遷している。

第13. 警察活動強化費（政策経費B） カラーガード関係

担当部課名 警務部県民広報相談課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

栃木県警察カラーガード隊の運営に要する費用

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 警察活動強化費（政策経費B）

（単位：千円）

区分	報償費	旅費	合計
予算額	295	127	422
事業費実績	207	114	321
予算差額	88	13	101

(3) 令和2年度の取組と実施状況

栃木県警察カラーガード隊は、昭和54年に発足し、女性警察職員7名が警察音楽隊と共に警察広報の顔として、フラッグを使用した演技やダンスにより、音楽隊の演奏をより効果的に演出している。

通常は年間30件程度活動しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、演技件数は10件（県内小中学校、定期演奏会など）であった。

カラーガード隊部外講師は、東京都在住の藤田奈緒美氏（日本マーチングバンド公認指導員）に委託し、年間11回（1回4時間）の指導を受けている。

2. 監査の結果

(1) 予算執行について

ア. 結論

カラーガード隊の予算の執行について、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

カラーガード隊は、現在7名おり全て女性で編成されている。その内訳は警察官6名及び一般職員1名から成り、所属は警務部県民広報相談課3名、地域部機動警

察隊 2 名、交通部交通機動隊 2 名である。「県民と警察を結ぶ音のかけ橋」である音楽隊とともに、華麗なフラッグ演技やダンスで音楽隊の演奏に華を添える役割をしている。

第14. 警察活動強化費（政策経費 B）大型自動車等各種免許取得
 担当部課名 警備部警備第二課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

大型自動車第一種免許取得に要する費用

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 警察活動強化費（政策経費 B）

（単位：千円）

区分	手数料	委託料	合計
予算額	142	2,033	2,175
事業費実績	139	1,864	2,003
予算差額	3	169	172

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

管区機動隊及び県機動隊は、任務地への部隊員や資機材を輸送するための大型輸送車や資材運搬車を保有しており、これらの車両を運転するための大型自動車第一種免許取得費用の一部を公費負担している。

令和 2 年度取得実績

管区機動隊員 15 名

県機動隊員 7 名

2. 監査の結果

(1) 公費負担の割合について（意見）

ア. 結論

管区機動隊及び県機動隊が業務において必要となる大型自動車第一種免許取得費用の公費負担は約 3 割となっているが、全額公費負担している他の免許や資格取得との負担割合の差について、明確な根拠が示されていない。

イ. 内容

管区機動隊は、全国的な大規模警備が必要となる行事（国民体育大会、サミット、

オリンピック・パラリンピック等)や規模の大きな災害における救助活動の際、警察庁の要請により一定人数及び派遣期間において出動する部隊である。隊員は、兼務職であり、刑事部機動捜査隊 35 名、地域部機動警察隊 35 名、幹部警備部警備第 2 課の 2 名、総勢 72 名から成る。部隊は、4 小隊に編成されており、任期は 2 年間で 1 年毎に半数が交代となる。

県機動隊は、常設部隊であり警備部機動隊に所属している。隊員は 44 名であり、任期は 5~6 年となっている。県機動隊は、専門部隊単位で活動し、爆発物対策部隊、NBC (化学物質、放射能等) 対策部隊、銃器対策部隊、水難救助部隊等がある。

管区機動隊及び県機動隊では、任務地への部隊員の輸送のための大型バスや資機材の輸送のための大型トラック (資材運搬車)、あるいは小部隊の移動に際して使用するマイクロバス、救助のためのレスキュー車等を保有している。そのため一定人数の機動隊員は、車両を運転するために大型自動車第一種免許を取得することが業務上必要となる。

大型免許試験の改正前は、実技試験を受けることで試験に合格することができたため免許取得費用は少額で済んだ。しかし、改正後は自動車教習所における教習が必須となったため、免許取得のための費用が掛かるようになった。そのため、平成 29 年から免許取得費用の一部 (8.5 万円) を公費で負担することになっている。教習所の費用は、約 27 万円であるため、約 3 割の公費負担となっている。

業務上必要となる特殊技能について、免許や資格制度が伴っているものに関してその取得のための費用負担はどのようになっているのかを確認したところ、水難救助のための潜水士の資格、ヘリコプターの操縦免許、バックホー重機免許等について、免許等の取得のために要する費用は、全額公費負担となっている。大型自動車第一種免許を別扱いにする根拠は明確でなく、警察官の配属先において業務に不可欠な免許を取得するための扱いが異なることは処遇の均衡を欠くことになる。

(2) 免許取得者の総数管理について

ア. 結論

大型自動車第一種免許の取得者総数は、適正な人数を維持しており、問題はなかった。

イ. 内容

管区機動隊は、遠距離を移動するため大型バス 4 台 (小部隊 4 班)、資材運搬車 1 台の運転者 1 名とそれぞれの車両に交代要員 2 名を必要とするため、総勢 15 名を確保することが求められる。任期が 2 年であることから、1 年目に免許を取得し、2 年目の隊員が運転に従事できる体制を敷いている。

県機動隊は、専門部隊単位で活動するため、その数に対応する運転者が必要であるが、任期が 4 年~5 年となるため、毎年 7 名の予算枠を確保していることから各専門

部隊の免許者は充足している。

管区機動隊の任期後であっても、各署の大型バスの運転や第2機動隊(連合機動隊)の要請時に一定数の大型自動車第一種免許の人員が必要となるため、一定の免許取得者を維持する必要がある。平成29年度から始まった事業であり、管区機動隊員の免許取得者は、令和2年度までに60名となっている。将来的な維持水準をどのように考えるかを検討する必要があるが、現状、管区機動隊の免許取得者が2年任期の体制において飽和状態になっていることはない。

第15. 警察官採用経費

担当部課名 警務部警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察官採用に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

○単位事業 細事業名

(単位：千円)

区分	報償費	旅費	需用費	役務費
予算額	15	2	1,629	1,737
事業費実績	0	0	1,503	1,659
予算差額	15	2	126	78

区分	委託料	使用賃借料	負担金	合計
予算額	2,413	479	1,012	7,287
事業費実績	2,352	429	1,006	6,949
予算差額	61	50	6	338

(3) 令和2年度取組と実施状況

採用募集ポスターを大学卒業者向け(第1回試験用)と高校卒業者向け(第2回試験用)の2種類を製作した。

また、これまでの採用広報用パンフレットに加えて、警察官と共に働く警察行政職員の業務や福利厚生の内容に特化した専用パンフレットを製作した。

2. 監査の結果

(1) 競争倍率低下について

ア. 結論

警察官の採用試験の状況を確認したところ、競争倍率は低下傾向にあるが他県と比較して問題のある事態とは評価しておらず、特段の事項はなかった。

イ. 内容

栃木県警察官及び警察行政職員等の採用試験実施結果は、次のとおりである。

警察官 試験区分	令和元年度			令和2年度		
	受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率
大卒(男性)第1回	174	57	3.1	157	56	2.8
大卒(女性)第1回	48	15	3.2	43	9	4.8
大卒(男性)第2回	43	5	8.6	37	3	12.3
高卒者等(男性)第1回	76	6	12.7	71	8	8.9
高卒者等(男性)第2回	111	30	3.7	97	31	3.1
高卒者等(女性)第2回	54	10	5.4	38	5	7.6
特別区分	3	1		5	4	
合計	509	124	4.1	448	116	3.9

(注) 試験区分の第1回は5月に、第2回は9月に行われる。

特別区分は、柔道・剣道の武道指導や国際、サイバー犯罪の特殊技能を別枠で採用する制度である。

警察行政等 試験区分	令和元年度			令和2年度		
	受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率
警察行政(大卒程度)	38	9	4.2	29	6	4.8
警察行政(高卒程度)	44	4	11.0	37	5	7.4
その他	37	3		25	4	
合計	119	16	7.4	91	15	6.1

警察官採用は、年2回であり、在学生は4月1日であり、既卒者は10月1日である。試験は、第1次試験が教養試験と作文であり、第2次試験が個別面接及び集団面接となる。受験資格は、満33歳までとなるが受験回数の制限は設けていない。

次の表は、栃木県警察官の採用試験について過去10年間の推移を示したものである。合格者の人数が徐々に減っていくにつれ、受験者数及び競争倍率が低下している状況がみられる。低下傾向に歯止めがかかったのかは不明であるが、同規模県警察の警察官採用試験の状況をみると、栃木県警察の競争倍率は中位であり、危惧する状況ではないと考えられる。

警察官採用試験の推移（特別区分を除く）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
受験者	1,491	1,461	1,341	1,121	1,091	1,224	790	699	506	443
最終合格者	231	237	210	262	248	225	170	135	123	112
競争倍率	6.5	6.2	6.4	4.3	4.4	5.4	4.6	5.2	4.1	4.0

同規模県警察の警察官採用試験実施結果（令和2年）

県名	宮城	福島	茨城	栃木	群馬	長野	岐阜	三重
採用予定者	152	150	255	91	126	160	105	83
最終合格者	176	151	214	112	141	178	107	96
受験倍率	4.3	3.0	4.4	4.0	6.0	4.7	5.5	3.9

県名	岡山	山口	長崎	熊本	鹿児島
採用予定者	84	139	104	122	126
最終合格者	118	161	142	126	128
受験倍率	5.7	3.2	4.0	5.3	3.4

(2)採用後間もない警察官離職者の要因分析について

ア. 結論

退職予定者に対して、採用時の結果、初任科成績を確認し、退職理由を詳細に聞き取って分析し、新規採用に反映させており、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

次の表は、過去5年間の警察官採用者数と採用後1年以内に離職した警察官の人数及び離職率並びに離職率の学歴別、男女別の内訳である。5年間の推移をみると令和元年度及び2年度は、採用後1年以内の離職率がそれぞれ2.88%、3.26%とそれ以前の10%前後の数値から大きく低下している。採用者数が減少していることも影響していると考えられるが、離職率の低下は採用に当たって適切な人選が行われていることの1つの指標であると考えられる。

採用後1年以内の離職者数

区分	性別	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
大卒	男性	5	5	4	1	0
	女性	1	3	1	0	0
高卒	男性	14	7	3	2	3
	女性	2	3	1	0	0
合計	男性	19	12	7	3	3
	女性	3	6	2	0	0
総合計		22	18	9	3	3

離職理由

離職理由	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
続けていく自信がない	3	2	2	2	2
他職希望・面白くない	10	6	1	0	0
集団生活になじめない	1	6	3	0	1
その他	8	4	3	1	0
合計	22	18	9	3	3

過去5年の警察官採用者推移と1年内離職率

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
採用者数	186	154	123	104	92
1年内離職率	11.83%	11.69%	7.32%	2.88%	3.26%

1年内離職率の内訳

(単位：%)

区分	性別	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
大卒	男性	7.04	8.47	8.00	2.08	0
	女性	5.56	14.29	7.69	0	0
高卒	男性	19.18	12.07	6.00	4.65	8.11
	女性	8.33	18.75	10.00	0	0

更に3年以内の離職者数を調査した結果は、次のとおりである。令和2年度は、平成30年度採用又は令和元年度採用の高卒男性が5名離職している。

採用後 3 年以内の離職者数（1 年以内を含まず）

区分	性別	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
大卒	男性	1	3	5	1	1
	女性	0	1	0	1	1
高卒	男性	4	3	6	2	5
	女性	1	0	1	1	0
合計	男性	5	6	11	3	6
	女性	1	1	1	2	1
総合計		6	7	12	5	7

令和 2 年度離職者（7 名）の離職理由

離職理由	令和 2 年度
他職希望	3
仕事が面白くない	2
続けていく自信がない	1
人間関係がうまくいかない	1
合計	7

厚生労働省が公表している令和 2 年度の「新規学卒就職者の事業所規模別就職後 3 年以内離職率」の 1,000 人以上の事業所をみると、高校卒 25.6%、大学卒 24.7%となっている。栃木県警察の平成 30 年度採用の 123 名について 3 年以内離職者の人数をみてみると、平成 30 年度離職者が 9 名である。令和元年度、2 年度の 3 年以内離職者数（1 年以内を含まず）が 5 名、7 名となっている。この人数は、必ずしも平成 30 年度採用者とは限らないが、最大でも合計の離職率は 17.1%（21÷123）である。民間の離職率の数値と公務員のそれとでは、一概に比較することはできないとしても栃木県警察の新規学卒就職者の離職率は高い状態にはないと考えられる。

その中で、「続けていく自信がない」という理由で離職していく警察官が 1 年以内の離職者を含めて 3 名いる。組織及び離職者本人にとって損失であるが、能力の問題や体力の問題等、どのような要因が関係しているのかの調査、あるいは配置転換の試みや警察学校教官等相談員制度の運用により事案解決の取組を行っている。また、退職予定者に退職理由を詳細に聞き取り、採用の段階において適正性を見る場合の参考とする事項がないか等分析が行われており問題はなかった。

第16章 刑事警察費

1 事業の概要

犯罪捜査、鑑識及び地域安全活動等に要する経費

2 予算の執行状況

区 分	予 算 額	支 出 済 額				翌年度 繰越額	不 用 額	支出済額の説明
		本 課	他 課	公 所	計			
	円	円	円	円	円	円	円	
8 報 償 費	57,936,000	9,813,504		40,649,015	50,462,519		7,473,481	捜査報償費等
9 旅 費	404,000	182,831			182,831		221,169	
特別旅費	404,000	182,831			182,831		221,169	少年指導委員研修会 出席旅費等
11 需 用 費	40,617,000	38,664,624		904,847	39,569,471		1,047,529	消耗品費 34,172,307円
								印刷製本費 2,807,781円
								光熱水費 618,867円
								修繕料 1,065,669円
12 役 務 費	14,964,000	7,482,563		6,836,788	14,319,351		644,649	通信運搬費 4,521,996円
								手数料 2,664,927円
								保険料 295,640円
13 委 託 料	77,285,000	72,571,565		143,000	72,714,565		4,570,435	コールセンター事 業委託等
14 使用料及び 賃借料	133,437,000	132,366,866		757,760	133,124,626		312,374	鑑定機材リース料 等
15 工事請負費	1,320,000	1,089,000			1,089,000		231,000	緊急通報装置撤去 工事
18 備品購入費	6,120,000	6,049,780			6,049,780		70,220	捜査活動用機材 等購入費
19 負担金、補助 及び交付金	2,299,000	2,052,760		12,000	2,064,760		234,240	
負担金	2,299,000	2,052,760		12,000	2,064,760		234,240	日本分析科学会参 加等
計	334,382,000	270,273,493		49,303,410	319,576,903		14,805,097	AH11:AR45

3 重点目標と主な取組内容と事業名

重点目標	主な取組内容	事業名	予算額（円）	執行済額（円）
犯罪防止総合対策の推進	特殊詐欺被害防止対策の推進	（ストーカー・DV対策） 携帯型緊急通報装置整備	595,000	594,000
〃	人身の安全を確保するための取組み推進	（特殊詐欺対策費） 特殊詐欺被害防止コールセンター事業委託	52,139,000	51,612,000
〃	サイバーセキュリティ対策の推進	スマートフォン・電磁的記録解析用資機材整備	2,545,290	2,520,540
重要犯罪の徹底検挙	重要犯罪及び重要窃盗犯の徹底検挙	（客観的証拠収集資機材整備） 画像収集装置等機器リース	5,341,000	5,337,576
組織犯罪総合対策の推進	暴力団犯罪の徹底検挙と暴力団排除活動の推進	組織犯罪情報管理システムリース	13,861,000	13,860,720

4 事業の実績等

種別	区分	認知件数			検挙件数		
		令和元年	令和2年	比較	令和元年	令和2年	比較
		件	件	件	件	件	件
凶悪犯		60	60		49	56	7
粗暴犯		588	475	△113	464	449	△15
窃盗犯		8,458	6,820	△1,638	3,437	3,622	185
知能犯		501	415	△86	289	265	△24
風俗犯		60	57	△3	57	48	△9
その他の刑法犯		1,488	1,232	△256	408	347	△61
計		11,155	9,059	△2,096	4,704	4,787	83

事業の効果	<p>犯罪の未然防止や検挙、犯罪が発生しにくい社会づくりを重点に取組んだ結果、令和2年中の刑法犯認知件数は9,059件で、前年比△2,096件(△18.8%)と17年連続で減少した。</p> <p>また、依然として社会問題となっている特殊詐欺の認知件数は204件で、前年比-35件、被害金額は約3億947万円で、前年比△1億5,099万円であった。一方、検挙件数は373件で前年比+61件、検挙人員87人で前年比+10人であった。</p>
今後の課題	<p>県民に大きな不安を与える重要犯罪や重要窃盗犯罪、特殊詐欺事件を早期に検挙するとともに、公判では客観証拠を重視する傾向が一層強まっていることに鑑み、防犯カメラ画像の早期収集や情報分析等、犯人の絞り込みに効果的な先進技術を活用した捜査力の強化が必要である。</p>

第1. 活動経費（一般経費）

担当部課名 警務部会計課監査係

1. 事業概要

(1) 事業の内容

犯罪の捜査に関する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 活動経費

（単位：千円）

区分	活動経費（報償費）		合計
予算額	14,000		14,000
事業費実績	9,133		9,133
予算差額	4,867		4,867

(3) 令和2年度の取組と実施状況

活動経費（報償費）は、犯罪捜査の諸経費及び捜査に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費で、緊急性又は秘匿性を要し、正規の支出手続では警察活動上支障をきたすため、資金前渡を受け必要に応じて現金執行し、捜査活用しているもので捜査費と呼ばれている。

捜査費取扱所属は、警察本部内12所属と警察署19所属の合計31所属であり、警務部会計課監査係において捜査費の予算管理等を行っている。

2. 監査の結果

(1) 捜査報償費の使用に関する検証について（意見）

ア. 結論

栃木県警察において捜査報償費の使用につき厳正な各手続を構築しているが、引き続き不正使用を予防するための工夫を凝らし適正経理を推進されたい。

イ. 内容

捜査報償費（捜査費）とは、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費で、緊急を要し、又は秘密を要するため、正規の支払手続によっては警察活動上支障を来す場合に使用できる経費として、現金経理が認められているものを言う。

捜査報償費を支出するための要件は、①緊急性（通常の口座振込等の正規の支出手続では警察活動上支障を来す場合にあたり取り急ぎ必要なものか）又は②秘匿性（協力者の保護や協力を得るため等の観点から使途を秘密にする必要があるものか）とされている。

捜査報償費の具体例としては、ひき逃げ人身交通事故の目撃者から、交通事故の発生状況や犯人の車の特徴などの情報提供が得られた際に、情報提供及び捜査協力してくれたことから目撃者に謝礼を渡す場合などがある（但し、全ての案件で該当するものではない。）。

以上の捜査報償費の種別は、一般捜査費と、捜査諸雑費に分けられる。前者の一般捜査費は、取扱者（所属長）の判断に基づき執行する経費であり、捜査員が執行の都度、所属長等の承認を受けた上で、現金交付を受け（一時的に私費で立替もある）、執行後は速やかに精算報告を行う。後者の捜査諸雑費は、捜査員の判断に基づき執行できる少額な経費（概ね3,000円）であり、月初め等又は精算の都度（一時的に私費で立替）に中間交付者（課長等）から現金交付を受ける。執行後、速やかに中間交付者に精算報告した上で精算を行う。

令和2年度の捜査報償費執行状況は、次のとおりである。

予算額	資金前渡額（現金化）	支払額	残額
14,000,000円	12,314,000円	9,133,356円	4,866,644円
	（うち警察本部）	（うち警察本部）	
	4,099,000円	2,845,657円	
	（うち警察署）	（うち警察署）	
	8,215,000円	6,287,699円	

捜査費執行の際に作成する書類としては、予算執行伺、現金出納簿、捜査費証拠書類（報告書、支払精算書）などがある。

このような捜査報償費に関しては、捜査員が実際に謝礼を対象者に交付していないという事態が懸念される。不正防止のための手段を質問したところ、次の手続等を踏んでいるとの回答を得た。

① 捜査報償費を使用する際の複数勤務員での対応

捜査報償費を使用するにあたり可能な場合は複数勤務員で対応しており、捜査費証拠書類にも同行者氏名の記載欄を設けている。

② 捜査報償費を使用する事前申請及び事前連絡

捜査報償費のうち、一般捜査費を使用する場合は所属長の承認を受けるため事前申請し、捜査諸雑費を使用する場合は捜査主任管（警察本部であれば課長補佐等、警察署であれば各課長等）への連絡で使用する相手方や目的について事前にチェックされている。

③ 捜査報償費を使用した場合の支払い証明の収集

捜査報償費を使用した際には、レシートなどの支払証明を徴取し、支払証明を添付した証拠書類を作成している。

④ 捜査報償費を使用した場合の対面報告

捜査報償費を使用した際には、支払証明を添付した証拠書類とともに、一般捜査費であれば所属長まで対面で報告し、捜査諸雑費であれば前記主任官に対して対面での報告をしている。

⑤ 会計担当者による点検確認

捜査報償費を使用した所属では、会計担当者による証拠書類の点検も行っており、捜査報償費を使用した捜査員の使用状況と勤務実態や出張などの業務内容を突合している。

⑥ 書面監査の実施

警察本部会計課では、捜査報償費を使用した所属から証拠書類の送付を受けて毎月の書面監査を行っている。

⑦ 対面監査の実施

警察本部では、捜査報償費の使用があった所属において適宜、捜査員や幹部（所属長や前記主任官など）に対する対面監査を行い、捜査報償費の使用実績がある捜査員と対面報告を受ける幹部から使用状況に関する聞き取りをしている。

⑧ 警察庁における会計実地監査及び指導

警察庁では定期的に、本県警察に対する会計実地監査又は会計経理指導を行っている。警察庁では、捜査報償費の証拠書類を確認するとともに、捜査報償費の使用があった捜査員や幹部職員から対面での聞き取りを行い、捜査報償費の使用状況に不審点はないか確認している。また、会計検査院の検査においても同様の確認がなされている。

しかしながら、上記⑧を除き、警察内部における手続であり、引き続き、捜査報償費の不正使用を予防するための工夫を凝らし適正経理を推進されたい。例えば、特殊事案を除き、①捜査協力者に「菓子折り」を手渡す場合、理論的には捜査協力者に手渡していないといった事態が想定される。菓子折りを手渡す際に捜査協力者から受領書を徴求する方法も考えられるが、これは、社会儀礼上、相当ではない。他の方法としては、後日、捜査協力者に対し、受領したか否かの確認をとることが考えられる。この方法が捜査協力者に対する非礼に当たる余地もあるが、このような手続を準備しておくこと自体、不正に対する抑止力として期待することができる。また、同じく特殊事案を除き、②捜査協力者に「現金」を手渡す場合、領収書を徴求しているとのことだが、理論的には捜査員が仮名を記入し、実際には現金を手渡していないという事態も考えらえるところである。この場合にも、後日、捜査協力者に対し、受領したか否かの確認をとることが考えられる。この方法が捜査協力者に対する非礼に当たる余地もあるが、このような手続を準備しておくこと自体、不正に対する抑止力として期待することができる。

以上のとおり、栃木県警察において捜査報償費の使用につき厳正な各手続を構築しているが、引き続き、不正使用を予防するための工夫を凝らし適正経理を推進されたい。

第2. 捜査活動費（一般経費 A・消費）

担当部課名 組織犯罪対策第一課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

外国人・ろうあ者通訳謝金に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 捜査活動費（一般経費 A・消費）

（単位：千円）

区分	報償費		合計
予算額	31,939		31,939
事業費実績	31,939		31,939
予算差額	0		0

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

○取組

捜査上の必要により、部外通訳人を運用した。

○実施状況

執行額 31,939（千円）

※通訳謝金単価（1 時間あたり）

言語	単価
英語・手話	6,076 円
中国語・韓国語・ドイツ語 フランス語・スペイン語 ポルトガル語	6,914 円
その他の言語	7,333 円

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

被疑者を逮捕した場合等に、対象者が外国人等であれば、通訳を要することがある。なお、担当が組織犯罪対策第一課とされているが、捜査部門すべての通訳謝金を取り扱っている。部外の通訳人は、168 人 43 言語の名簿が準備されている。なお、部内の通訳人は、33 人 10 言語である。

部外通訳人に対する謝金は、物価指数や他県との比較、検察庁や裁判所での通訳単

価との比較から設定している。具体的には、上記のとおり時給制としており、言語によって単価が若干異なる（少数言語の場合、若干高い。）。令和2年度における通訳時間はおよそ9000時間に及んだ。

なお、上記予算額と事業費実績が同一の理由は、当初予算配分額では不足となり、随時予算要求をしたためである。

第3. 捜査活動費（一般経費B・消費）

担当部課名 捜査第一課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

捜査活動に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 捜査活動費・捜査活動費（一般経費B・消費）

（単位：千円）

区分	行政検視謝金	合計
予算額	4,983	4,983
事業費実績	4,818	4,818
予算差額	165	165

単位事業・細事業名 捜査活動管理経費・捜査活動管理経費（一般経費B）

（単位：千円）

区分	消耗品費 （検視用）	合計
予算額	11,106	11,106
事業費実績	9,804	9,804
予算差額	1,302	1,302

(3) 令和2年度の取組と実施状況

- 行政検視謝金については、例規通達「検視等立会医師に対する謝金支給について」に基づき、検視に立ち会った医師に対して1件当たり3,000円を支払いしている。

令和2年度の実績 1,606件

- 検視用消耗品については、勤務員の感染事故防止及び犯罪死見逃し防止のため、検視で使用する手袋、マスク等の消耗品の購入及び薬物検査キットや新型コロナウイルス抗原検査キットの購入に使用している。

令和2年中の検視取扱い件数 3,074件

2. 監査の結果

(1) 行政検視謝金の基準について（意見）

ア. 結論

医師に対する行政検視謝金は、その金額そのものを増額したり、一律の金額に設定しないなどの工夫をすべきである。

イ. 内容

検視とは、死体を検分することを言う。検視には行政検視と司法検視があり、通常は前者のみが実施されるが、犯罪性が疑われる場合などには後者が実施される。根拠法令は、前者が「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」であるのに対し、後者は「刑事訴訟法」や「検視規則」であるという違いがある。

例えば、医療機関以外の場所である自宅で死亡した者がある場合、警察において、家族から事情聴取、現場の状況の確認、遺体の状況の確認等がされる。その際、警察官においても、カテーテルによる採尿（睡眠薬や覚せい剤の利用の有無等）等の簡易な検査を実施することが可能であるが、血液や髄液の採取、負傷箇所の触診、眼瞼睫毛等の実施や医学的見地から意見を求める場合等、医師の協力を得る。

このような場合に死亡者の自宅などで医師の協力を得るときは、医師に謝金を交付する。法的根拠は、例規通達である（最新のものは令和2年3月公布）。

当該謝金の金額を質問したところ、1件あたり3000円とのことであった。これは、時間や作業内容、移動距離などにかかわらず、一律の金額である。他県の運用状況を調査してみたところ、例えば、香川県警察では、1体当たり3000円を基準額とした上で、①高度腐敗死体等で心身に著しい負担を与えた場合、②長時間（2時間以上）を要した場合、③医師の勤務時間外の場合には、1体当たり2000円を加算することができるとして増額事由を規定している。また、熊本県警察では、同じく1体当たり3000円を基準額とした上で、①深夜時間帯（午後10時～午前5時）に検案を開始した場合、②休診日に検案を実施した場合、③遠路、山中等で検案を実施した場合（往復の移動が3時間以上の場合に限る。）、④暴風雨等の困難な条件下で検案を実施した場合、⑤著しい腐乱死体、損傷死体、焼死体等の検案を実施した場合には、1体につき2000円を加給金として加算するものとしている。

医師に協力を依頼し、一定程度の時間を拘束することから考えると、低額と言わざるを得ない。加えて、協力医の選定方法を質問したところ、警察署ごとに定員を定めた（県36名）上で、名簿を作成するなどしているとのことであったが、実際には欠員が生じている警察署もあるようである。名簿に登載されている医師の平均年齢は68歳であり、現在の警察医や、県や市の医師会からの推薦など、個別的に紹介してもらっていることが殆どであるという。このように成り手が不足しかねない状況にあることから考えると、謝金の金額を増やす、一律の金額にしない、などの工夫がされて然るべきであると考ええる。

なお、検視用消耗品費は、検視の際の消耗品であり、グローブ、スリッパ、ヘアークャップ、マスク、担架、ガーゼ等である。在庫状況の把握できているか質問したところ、警察本部で購入品一覧を作成して簿冊をつけており、各署では使用した分をその都度補給する。四半期に一度、警察本部が各署の保管状況等を確認しているとのこと、特に問題は見当たらなかった。

第4. 捜査活動費（一般経費B・消費）

担当部課名 生活安全部人身安全少年課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

監視カメラレンタル料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 捜査活動費（一般経費B・消費）

（単位：千円）

区分	使用料及び賃貸借料	合計
予算額	1,167	1,167
事業費実績	978	978
予算差額	189	189

(3) 令和2年度を取組と実施状況

女性を暴力から守る施策の一環として、平成12年11月24日にストーカー規制法が施行。次いで平成13年10月13日にはDV防止法がそれぞれ施行された。

警察では、被害者である女性を守るための各種対策を推進している。ストーカー行為は、行為者が不明ということもあり、行為者の特定、また被害者保護及び禁止命令と保護命令の適正かつ適法な運用、命令期間延長にかかる重要な判断要素と事件化に必要な証拠を収集する上で必要なことを考慮し、監視カメラの運用をしている。

ア ストーカー事案

加害者を逮捕し、禁止命令を発出したが、その後もストーカー行為をし、再逮捕した事案もあり、罰金刑確定後、さらに、被害者自宅の車両を損壊した事案が発生し、防犯カメラ映像による継続的事案の行為の立証が得られ、現在も禁止命令を延長するなどしたという適切な対応が図られている。

禁止命令については、令和2年中41件発生しており、前年比+19件と増加している。その判断基準が「自発的な行為の終息の可能性が認められない者」であることから、怨恨を持った行為者による殺人への発展、被害防止のために、防犯カメラが必要かつ重要視されてい

る。

【令和2年度レンタル実施回数：7件13台】

イ DV事案

平成26年、同棲中の加害者から暴力を受けた旨の被害者からの届出により逮捕した。加害者は、更に被害者への接近禁止等の裁判官の命令を受けたが、釈放後に被害者方に押掛ける違反行為をしたもので、被害者方に設置した防犯カメラの映像から加害者の行為の立証が図られ、防犯カメラが必要かつ重要視されている。

【令和2年度レンタル実施回数：0件】

2. 監査の結果

(1) 防犯カメラの設置件数について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

ストーカー・DV犯罪などの恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案は、加害者の被害者に対する支配意識が非常に強く、事態が急変して殺人事件などの重大犯罪に発展するおそれ大きいことから、被害者の安全を速やかに確保することが重要である。

なお、ストーカー事案・DV事案等の相談等件数の推移は次のとおりである。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
ストーカー事案	22,737	23,079	21,556	20,912	20,189
DV事案	69,908	72,455	77,482	82,207	82,643

(令和3年度版警察白書より引用)

※ストーカー事案には、執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。DV事案は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を指す。

これらの保護対策としては、話し合いの場所として警察施設の提供、被害防止交渉を行う際の心構えの助言、住民基本台帳閲覧制限に関する援助、保護命令制度の教示、一時避難施設（とちぎ男女共同参画センターなど）への避難のアドバイスや関係機関への引継ぎのほか、緊急時に備えた対策として、110番通報時に事案の概要を分かりやすくする特定番号登録や通報者の位置が分かる携帯型緊急通報装置（GPS）の貸出し、防犯カメラの設置等がある。

これらのうち、被害者方への防犯カメラ設置は、ストーカー・DV行為者に対する犯罪抑止効果が期待できるほか、加害者が被害者方へ押しかけてきた際の証拠資料として利用できるなど、極めて有効な手段である。

栃木県警察では、平成 17 年度から運用を開始しており、レンタル実施件数は次のとおりである。

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
ストーカー	6 件、12 台	6 件、12 台	8 件、15 台	6 件、10 台	7 件、13 台
DV	2 件、6 台	2 件、6 台	なし	なし	なし
合計	8 件、18 台	8 件、18 台	8 件、15 台	6 件、10 台	7 件、13 台

ストーカー事案や DV 事案が増加傾向にあり、かつ、防犯カメラの設置による加害者への犯罪抑止効果が大きいことから考えると、運用件数が極めて少ないと言える。栃木県警としては、ストーカー・DV 事案等の相談を受理した際、相談者に監視カメラの有効性を説明のうえ、相談者に自費での設置を促しており、費用や手間等の問題から設置をためらうケースが多くあるとのことである。限られた予算の中で、相談内容を検討して危険性が高く、再被害に遭うおそれのある事案を優先に、被害者の協力を得て積極的に監視カメラを設置しているとのことであるが、防犯カメラの設置件数を増加させるべく具体的な方策を検討すべきである。

第5. 捜査活動費（政策経費 B・投資）

担当部課名 刑事総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

- ① 証拠品管理システムリース料
- ② 防犯カメラ画像鮮明化装置リース料
- ③ 捜査用カメラシステムリース料
- ④ 客観証拠収集機材リース料

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 捜査活動費（政策経費 B・投資）

（単位：千円）

区分	証拠品管理システムリース料	防犯カメラ画像鮮明化装置リース料	捜査用カメラシステムリース料	客観証拠収集機材リース料	使用料及び賃借料 (合計)
予算額	4,921	1,361	5,334	5,341	16,957
事業費実績	4,920	1,361	5,334	5,338	16,952
予算差額	1	0	0	3	5

(3) 令和2年度の取組と実施状況

① 証拠品管理システム

事件情報に加え、捜査の過程で押収した証拠品を管理するため、本県で自主開発したシステムによりハンディーターミナルを使用して、定期点検を実施するなどし、証拠品の押収や状態等の管理に活用している。

② 防犯カメラ鮮明化装置

防犯カメラ普及に伴い、犯罪捜査に画像鮮明化処理の高度化が必要不可欠であるため、防犯カメラ鮮明化装置を整備し運用している。令和2年中は、80件の依頼を受け、映像を鮮明化し捜査に還元している。

③ 捜査用カメラシステム

捜査用カメラシステムは、事件や張り込み等を行う際、通信機能を利用して遠隔地でも実効性のある採集活動を行うことができるものである。

④ 客観証拠収集機材

客観証拠重視の捜査基盤を整備するため、多様な防犯カメラ画像レコーダーに対応する収集装置を用いて迅速的確な映像収集が必要であることから、本部所属及び各警察署に整備し捜査に活用した。

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

上記①につき、捜査の過程で押収した証拠品は、上記証拠品管理システムにより、全件、3か月に一度の頻度で定期的に点検している。なお、本システムは、警察本部に設置されている。

上記②は、例えば、連続窃盗犯が撮影されていると思われる個人宅に個人が設置した防犯カメラ映像を鮮明化させるなどの場面で利用される。上記80件の依頼というのは、各署からの依頼を指す。なお、警察本部に1台設置されている。

上記③は、例えば、犯罪多発地点において道路に向けて設置することで、被疑者の風貌を捉えるなどの場面で利用される。遠隔操作が可能な点が特徴である。捜査用カメラシステムは、令和2年度実績で運用日数延べ6935日に及び、被疑者の検挙等に一定程度寄与している。なお、上記実績費は、カメラ等の機器のリース料のみであり、別途通信費等を要している。

上記④は、例えば、証拠品であるパソコンから取り出すことができない映像データを他の媒体に映像として記録して残す場合などに利用される機材である。具体的には、画像収集解析装置27台、画像分析装置5台、全方位画像撮影装置1台である。警察

本部と各署に設置されている。

上記①から④のいずれも、ソフトウェアやシステム等のアップデートや、予算との関連から、購入ではなく、リースを選択している。

第6. 捜査活動費（政策経費 B・消費）

担当部課名 捜査第一課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

捜査活動に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 捜査活動費（政策経費 B・消費）

（単位：千円）

区分	死亡時 CT 画像診断検査手数料	新法解剖委託料	合計
予算額	1,939	6,953	8,892
事業費実績	1,840	6,946	8,786
予算差額	99	7	106

(3) 令和2年度の取組と実施状況

・死亡時 CT 画像診断検査手数料については、若年者や外傷のある死体等について、死者が発見となった場所から近く、死亡時画像診断を行うのに必要な設備が設置されている病院に CT 検査を依頼し、検査を実施した際に執行している。

令和2年度の実績 115 件

・調査解剖委託料（新法解剖委託料）については、当県では壬生町にある獨協医科大学及び下野市にある自治医科大学と随意契約を結び、死因・身元調査法に基づく解剖を実施している。

令和2年度の解剖実施件数 獨協医大 33 件

自治医大 17 件

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

① 死亡時 CT 画像診断検査手数料

死亡時 CT 画像診断検査は、犯罪死の見逃し防止の観点から非常に有用とされる。

死亡時 CT 画像診断検査は、主に、検視をしたものの、解剖まではしない場合等に実施される。特に頭部を撮影すべき必要がある場合に実施されることが多い。

死因・身元調査法第 5 条に基づき、平成 25 年から実施されている。令和 2 年度は 115 件が実施されており、多い年度では 200 件程度に至る。なお、令和 2 年度における行政検視が実施された件数が 1606 件であることからすると、行政検視において、CT 画像診断検査まで実施する事案は少ないといえる。

なお、以前は 1 件あたりの検査手数料が 4 万円を超える病院があった。これは、部位ごとに別の撮影で別費用との請求であったが、2～3 年前から、検査手数料 1 件 1 万 5000 円から 2 万円程度と適正な金額に改められた。

② 新法解剖委託料

死因・身元調査法 6 条 1 項に基づき、平成 25 年から実施されている調査解剖と呼ばれるものである。調査解剖は、事件性が低いものの、次の場合に実施されることが多い。すなわち、①既往症がなく（又は既往症が不明のため）、死因が不明の場合、②腐敗が進行して外見上からは外傷は認められないものの、既往症がなく（又は既往症が不明のため）死因が特定できない場合、③若年性（60 歳未満が目安）等で死因が不明の場合、④遺族から解剖の承諾が得られない場合に実施される。

なお、事件性がある場合には、司法解剖が実施され、国費で賄われる。例えば、①事件性が疑われる死体（焼死、溺死、中毒死、損傷等）、②白骨化した死体、③屋外で発見され、捜査の過程で事件性が判断できない死体、④事件性が疑われる死因が特定できない児童、幼児、乳児の死体、⑤腐敗が高度に進行し、外傷の有無が確認できないなど、事件性の判断が困難な死体、⑥医療過誤の疑いがあるなどである。

調査解剖は、検視又は検査では死因を明らかにすることができず、犯罪死の見逃し防止及び被害の拡大・再発防止の観点から、実施される。

実施件数は令和 2 年で 50 件、多いときで 170 件程度とのことである。

第7. 防犯活動費（一般経費 A・消費）

担当部課名 生活安全部人身安全少年課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

少年指導委員謝金

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 防犯活動費（一般経費 A・消費）

(単位：千円)

区分	報償費		合計
予 算 額	3,515		3,515
事業費実績	3,285		3,285
予 算 差 額	230		230

(3) 令和2年度の取組と実施状況

ア 少年指導委員制度

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条に基づき、栃木県公安委員会から委嘱を受けた少年警察ボランティアをいう。

(ア) 少年指導委員の活動

- ・ 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所若しくは第2条第7項第1号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかいしている18歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行っている少年の補導を行うこと。
- ・ 風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業等を営む者又はその代理人等に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言を行うこと。
- ・ 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言及び指導その他の援助を行うこと。
- ・ 少年の健全な育成に資するための地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力を行うこと。
- ・ 前号に掲げるもののほか、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行うこと。

(イ) 定員

703名

(ウ) 謝金（1名分）

年 5,000円

イ 少年指導委員の活動状況

	街頭補導	警戒活動	声掛け活動	協力要請活動	学校連絡	その他(会議等)	合計
活動回数	245	278	99	7	6	72	707
延べ時間	290	301.5	116	8.5	23	108.5	847.5
活動人員	1169	1237	339	14	25	280	3064

2. 監査の結果

(1) 少年指導委員に対する謝金の支払基準について（指摘事項）

ア. 結論

少年指導委員に対する謝金の支払基準を改正すべきである。改正しないとしても、活動をしなかった少年指導委員に対する謝金を支払うべきでない。

イ. 内容

少年指導委員とは上記の少年警察ボランティアのことを言い、行政における少年指導員とは異なる。

少年指導委員は、各警察署長が推薦し警察本部に上申して、選任される。名簿があり、任期は2年である。実際の少年指導委員は、総数645名（定員は703名）のうち、地元の情報に長けている自営業者が最多で192名、次いで、農業79名、会社員93名、無職60名が多い（以上は令和3年データ）。定員数は、各地域に少年指導委員が存在するよう、交番、駐在所、署在地（交番や駐在所がない場所）単位で、定められている。

少年指導委員に対しては謝金が支払われる。令和2年度は、672名に対し謝金が支払われた。金額は、年で一律5000円である。

ただし、半年が経過するよりも前に少年指導委員が辞任等すると、謝金は支給されないものとされている。つまり、半年以上継続すると、謝金が支給される。これらは、本部通達で規定されている。

しかしながら、少年指導委員として活動していない者に対しても謝金が支給されている可能性が高い。担当者に質問してみたところ、規則上、活動の有無は支給の要件とされていないとのことであった。少年指導委員の活動状況は、警察官によって作成される少年指導委員活動記録簿や該当者報告書等により容易に明らかにすることができるし、実際に活動してこそその少年指導委員なのであるから、活動したことを支給の要件と改正すべきである。改正しない場合であっても、活動しなかった少年指導委員に対して謝金受給を辞退するよう促すなどすべきである。

第8. 防犯活動費（一般経費A・消費）

担当部課名 サイバー犯罪対策課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

サイバー犯罪捜査技術研修会負担金

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 サイバー犯罪捜査技術研修会負担金

（単位：千円）

区分	負担金		合計
予算額	1,056		1,056
事業費実績	1,056		1,056
予算差額	0		0

(3) 令和2年度の取組と実施状況

サイバー犯罪捜査に必要な知識・技術を習得するため、民間事業者（3事業者）が実施するトレーニングプログラムに捜査員計9名を派遣し、その知識・技術の習得に努めた。

- ① 株式会社ワイ・イー・シー「X-way トレーニング基礎コース」
【100,000円×4人×1.1(税) = 440,000円】
フォレンジックツールを効果的に運用するためのトレーニングプログラム
- ② セコムトラストシステムズ株式会社「セコムサイバー道場」
【60,000円×3人×1.1(税) = 198,000円】
サイバー攻撃の実態を実機により体験(ハンズオン)し、調査分析(デジタルフォレンジック)技術を習得するためのプログラム
- ③ 株式会社サイバーディフェンス研究所
「ハッキング・Webアプリケーション」
【190,000円×1人×1.1(税) = 209,000円】
「ハッキング・ネットワーク」
【190,000円×1人×1.1(税) = 209,000円】
攻撃者の視点・指向を学ぶハンズオンセミナーで、Webアプリケーションやネットワークに対する実際の攻撃を体験し、その対処能力を習得するためのプログラム

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

サイバー犯罪が多発化しているほか、サイバーテロやサイバーインテリジェンスといったサイバー攻撃が世界的規模で頻発するなど、サイバー空間における脅威は深刻化している状況にある。

全国におけるサイバー犯罪の検挙状況(件数)は、次のとおりである。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
不正アクセス禁止 法違反	502	648	564	816	609
コンピュータ・電 磁的記録対象犯罪	374	355	349	436	563
児童買春・児童ポ ルノ禁止法違反	2,002	2,225	2,057	2,281	2,015
詐欺	828	1,084	972	977	1,297
著作権法違反	586	398	691	451	363
上記以外の罪種	4,032	4,304	4,407	4,558	5,028
合計	8,324	9,014	9,040	9,519	9,875

(令和3年度版警察白書より)

県内においても、サイバー犯罪（不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、ネットワーク利用犯罪等）は、次のとおり摘発されている。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人数	79人	84人	89人	68人	76人
事件数	203件	185件	215件	140件	168件

平成30年7月27日、政府において新たなサイバーセキュリティ戦略が閣議決定されたこと等を踏まえ、栃木県警察においてもサイバーセキュリティ戦略が改定された。この一環として、サイバー捜査及び情報通信技術に関する知識等を有する人材の育成を推進し、人的基盤を強化するための事業の一つが本事業である。

人的基盤の強化としては、職員の採用・登用、情報技術解析部門及び民間事業者の知見等を活用した教養・研修、サイバー捜査の適性及び能力を有する人材に関するキャリアパスの管理等を部門横断的かつ体系的に実施し、サイバー捜査及び情報通信技術に関する知識等のレベルごとの育成数の目標及び達成年度を定めた計画的な人材育成の推進が図られている。

民間事業者が実施するトレーニングプログラムに捜査員を派遣する本事業は、毎年実施されている。

①株式会社ワイ・イー・シー「X-way s トレーニング基礎コース」は、令和2年度に導入された、犯罪捜査に必要なデータ解析を行うソフトウェアを習得するために、4名が派遣された。当該ソフトウェアは、従前から存在しているソフトウェアとは異なる特徴を有するものとして導入されたものである。警察本部の4名が派遣され、1日間のトレーニングを受講した。

②セコムトラストシステムズ株式会社「セコムサイバー道場」は、サイバー攻撃をする側の実態を把握し、実際にPCを触りながらの講習であり、レベルとしては初級である。平成26年度から派遣されている。警察本部の3名が派遣され、1日間のプログラムを受講した。

③株式会社サイバーディフェンス研究所「ハッキング・Webアプリケーション」及び「ハッキング・ネットワーク」は、平成29年度から派遣されており、内容は上級レベルである。上級者において各自に不足しているコースを選択させ、それぞれに2日間受講させている。

栃木県警察では、サイバー捜査及び情報通信技術に関する知識等を有する人材の育成を推進するため、栃木県警察サイバー人材育成計画を策定した上で、全職員を対象とするサイバー検定を年複数回実施し、希望者に受験させている。

サイバー人材育成計画では、上級サイバー犯罪捜査官レベル、サイバー犯罪捜査官レベル、サイバー検定中級レベル、サイバー検定初級レベル、未取得者に分け、このうち、中級レベルを増やしていく取組をしており、実際に、中級レベルの検定合格者は増加している。さらに、本事業におけるプログラム受講者等から、警察職員を対象とする講習を年 18 回実施し、更なる知識及び技術の向上に努めている。

なお、本事業における上記①から③のプログラムは、民間事業者が実施するプログラムを有償で受講させるものであるが、これら以外にも、警察庁を介して民間事業者が実施する研修を受講させるものなど多数の制度が存在する。

第9. 防犯活動費（政策経費 A・投資）

担当部課名 生活安全部人身安全少年課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察スクールサポーター安全活動車のリース

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 防犯活動費（政策経費 A・投資）

（単位：千円）

区分	賃貸料		合計
予算額	2,931		2,931
事業費実績	2,931		2,931
予算差額	0		0

(3) 令和 2 年度を取組と実施状況

ア 警察スクールサポーターの活動

平成 18 年度から全警察署に配置した警察スクールサポーターは、毎日勤務であり、その任務は、署外における子どもの安全確保を重点とした活動である。

主な活動内容は、

- ・ 管内の小・中学校等からの要請に基づく防犯教室及び防犯訓練等の実施
- ・ 小学校が実施する地域安全マップ作成への支援
- ・ 小・中学校等と警察との連携が必要となる問題への一時的な支援
- ・ 子どもの安全確保に必要な情報の収集と提供
- ・ スクールガードリーダー等との情報交換
- ・ 放課後児童クラブ等に対する防犯指導
- ・ 通学路等における安全パトロールの実施

など「青色回転灯」を備え付けた「スクール安全活動車」により取り組んでいる。

イ 警察スクールサポーターの活動状況（令和2年度）

活 動 内 容									活 動 合 計
防 犯 教 室 防 犯 訓 練	地 域 安 全 マ ッ プ 作 成 支 援	問 題 へ の 一 時 的 支 援	安 全 確 保 に 必 要 な 情 報 の 提 供 と 取 集	ス ク ー ル サ ポ ー タ ー だ よ り 作 成	ス ク ー ル カ ー リ ー ダ ー 等 と の 情 報 交 換	放 課 後 児 童 ク ラ ブ 等 に 対 す る 防 犯 指 導	安 全 パ ト ロ ー ル (日 数)	そ の 他 署 長 の 命 ず る 事 項	
526	520	61	2,996	73	2,375	4,906	4,346	40	15,843

2. 監査の結果

(1)警察スクールサポーターの活動状況の統計について（指摘事項）

ア. 結論

警察スクールサポーター安全活動車のリース料の支払に関連して、当該事業の事業実績あるいは事業の成果を図る指標である「活動内容」の数値を監査したところ、同じ基準で集計されていないため、適切に事業を評価することができない状況である。

イ. 内容

警察スクールサポーターは、学校、地域、防犯ボランティア団体等との連携により、子どもの安全確保を図るため、平成17年度に発生した今市事件を契機として、本県では平成18年度から運用開始された制度である。全国レベルで見ると、平成19年度時点において21都道府県で運用されており、本県での運用開始は比較的早期であると言える。

警察スクールサポーターは、令和2年度時点において、県内の各警察署（19署）の生活安全課に1人ずつ（栃木署には2名）の合計20人が配置されている。1人頭の担当校等の数は、多い所で63箇所、少ない所で2箇所と偏りがある。

警察スクールサポーターは、全員が元警察官で、非常勤職員（会計年度任用職員）として選任される。勤務時間は、一日6時間、週30時間程度である。

警察スクールサポーターは、警察署以外の小学校や中学校、放課後児童クラブ等において活動すること、安全パトロールを実施すること等から、青色回転灯を備え付けたサポーター安全活動車を利用して活動している。

サポーター安全活動車は、本県では平成19年度から運用が開始され、令和2年度時点において、サポーター安全活動車は合計20台が配置されている。サポーター安全活動車は、一般競争入札に基づき、7年間のリース契約（19台で月額約24万円）が締結されている。念のため、サポーター安全活動車の任意保険に加入していることを確認した（警務部）。

警察スクールサポーターの活動状況に関する報告は、勤務日誌、月報、活動事例報告書によりされる。生活安全部では、警察スクールサポーターによる活動状況を把握

するため、上記「活動状況」を集計している。そのうち、「安全確保に必要な情報の提供と収集」は、通学路付近住民、教職員、生徒等から声かけ等の不審者（車）等に関する情報を収集し、学校関係者に対し、警察から入手した不審者情報を提供する活動を指す。この活動に関する令和2年度2996件の警察スクールサポーターごとの内訳をみると、例えば、大田原署1462件、那須塩原署673件であるのに対し、今市署、さくら署、日光署、那須烏山署、茂木署は0件である。各地域の特性等が影響している可能性もあるが、警察スクールサポーターから報告される月報に記載されている件数に基づいて統計をとっていることから、警察スクールサポーターによる件数のカウント方法に偏りがあると考えるのが素直である。警察スクールサポーターの活動状況をより正しく把握し分析していくためには、警察スクールサポーターによるカウント方法の偏りを是正する必要がある。栃木県警察としては、1件としてカウントする基準や、重複事案のカウント方法等について、指針を示すなどして、同じ基準で集計されるよう、統一性を確保すべきである。

第10. 防犯活動費（政策経費A・消費）

担当部課名 生活安全企画課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

特殊詐欺被害防止コールセンター

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 防犯活動費（政策経費A・消費）

（単位：千円）

区分	委託料		合計
予算額	51,829		51,829
事業費実績	51,612		51,612
予算差額	217		217

(3) 令和2年度を取組と実施状況

	架電 日数	架電 件数 (相手方と話せ なかった場合 を含む)	注意喚起総数 (相手方に注意喚起できた件数)		注意喚起率 (注意喚起 総数÷架電 件数)	1日平均 注意喚起件 数	「コールセンターから の注意喚起のお陰で騙され ずに済んだ」 旨の謝辞(未 然防止)	1日平均 架電件数
			一般	集中				
4月	21	32148	18090	14447	56.3%	861	58	1531
5月	18	27029	15185	12925	56.2%	844	50	1502
6月	22	32607	18785	18001	57.6%	854	24	1482
7月	21	29599	17203	15049	58.1%	819	25	1409
8月	20	29490	17227	16384	58.4%	861	27	1475
9月	20	31821	17114	16285	53.8%	856	23	1591
10月	22	31892	16770	13177	52.6%	762	33	1450
11月	19	29610	15483	13560	52.3%	815	23	1558
12月	20	31311	17583	14241	56.2%	879	29	1566
1月	19	29797	17291	16264	58.0%	910	28	1568
2月	18	27704	15835	13532	57.2%	880	51	1539
3月	23	35158	18935	15115	53.9%	823	50	1529
合計	243	368166	205501	178980	55.8%	846	421	1515

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

特殊詐欺とは、被害者に電話を架けたりメールやハガキなどを送りつけ、対面することなく信用させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金などをだまし取る犯罪の総称である。

特殊詐欺は、①オレオレ詐欺、②預貯金詐欺、③架空料金請求詐欺、④融資保証金詐欺、⑤還付金詐欺、⑥金融商品詐欺、⑦ギャンブル詐欺、⑧交際あっせん詐欺、⑨その他の詐欺及び⑩キャッシュカード詐欺盗の10類型に分類される。

①オレオレ詐欺とは、息子や孫、警察官などを装い、親族が当事者となった事故・事件などのトラブルの補填を名目として金員をだまし取るもので、家族を思う親心を利用した悪質な手口を特徴とする。

②預貯金詐欺とは、警察官、銀行協会職員、家電量販店店員などを装い、口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードやクレジットカード、預貯金通帳等をだまし取るもので、個人の預貯金が不正に引き出されてしまうなど不安をあおる手口を特徴とする。

③架空料金請求詐欺とは、メールやハガキ(封書等)で、未払いの料金があるなど架空の事実を口実にして金員や電子マネーをだまし取るもので、このままでは裁判になり、強制的に資産を差し押さえられるなどと不安をあおる手口を特徴とする。

④融資保証金詐欺とは、実際には融資する意思がないのに、簡単審査や低金利をうたい、融資を申し込んできた人に対して、保証金や保険料の名目で犯人側の口座に現金を振り込ませ、金員をだまし取るもので、会社のFAXに融資の書類を送りつけて

くる手口を特徴とする。

⑤還付金詐欺とは、税金や保険料の還付金があると信じさせ、受給のための必要な手続だと装って、被害者にATMを操作させ、犯人側の口座に現金を振り込ませて金員をだまし取るもので、手続できるのは今日までですなどと慌てさせる手口を特徴とする。

⑥金融商品詐欺とは、架空又は価値の乏しい未公開株や社債等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば必ずもうかると信用させ、その購入費用名目で金員をだまし取るもので、特別に案内しているなどと購入をあおってくる手口を特徴とする。

⑦ギャンブル詐欺とは、雑誌に「パチンコ打ち子募集」などと掲載したり、不特定多数の人に同様のメールを送りつけ、これに応募してきた人に対して会員登録料や情報量などの名目で金員をだまし取るもので、初めに少額の配当金を振り込むなどして信用させる手口を特徴とする。

⑧交際あっせん詐欺とは、雑誌に「女性紹介」などと掲載したり、不特定多数の人に同様のメールを送りつけ、これに応募してきた人に対して会員登録料や情報料などの名目でお金をだまし取るもので、女性が交際したがつているなどと信用させる手口を特徴とする。

⑨その他の特殊詐欺とは、上記の詐欺に該当しない特殊詐欺をいう。

⑩キャッシュカード詐欺盗とは、警察官や銀行協会、大手百貨店などの職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」などと言って、キャッシュカードを準備させ、そのカードを犯人が用意した封筒に入れさせて、すきを見て封筒ごとすり替えて盗み取るもので、相手方から「封筒を封印するので印鑑を持ってきて」などと、印鑑を取りに行っている際に、封筒をすり替える手口を特徴とする。

栃木県における特殊詐欺被害は、依然として高齢者を中心に高水準で推移しており、その犯行手口は日々巧妙化している。特に、在宅中の高齢者が自宅の固定電話に出て被害に遭うことが多いことから、高齢者に直接架電し、特殊詐欺の手口等について個別・具体的に注意喚起を行うことで、被害防止を図るものである。

被害状況（令和3年7月時点、年累計）

	件数	被害額
オレオレ詐欺	24	約 6,808 万円
預貯金詐欺	14	890 万円
架空料金請求詐欺	11	約 3,715 万円
融資保証金詐欺	0	0 円
還付金詐欺	2	約 300 万円
金融商品詐欺	0	0 円

ギャンブル詐欺	0	0円
交際あっせん詐欺	0	0円
その他	0	0円
キャッシュカード詐欺盗	39	約 4,759 万円
総数	90	約 16,472 万円

このような甚大な被害の拡大を防止する観点から、栃木県警察では、コールセンターを設置している。外部に委託し、20名程度を確保し、15名で稼働させている。具体的には、通常時は電話帳に基づいて架電することにより、特定の被害が発生した際には当該被害の特性（地域や属性等）に応じた方法により集中的に架電することにより、被害に関する注意喚起をしている。架電件数は1日1500件（1人あたり100件）に及んでおり、上記(3)の表における「注意喚起件数」は、会話ができたり、留守電に入れられた件数を指す。「1日平均注意喚起件数」は、注意喚起件数を日数で除した件数である。「謝辞（未然防止）」は、当該電話で、単なるお礼にとどまらず、注意喚起の電話のお陰で騙されずに済んだといった報告があった件数である。

栃木県警察では、1件あたり150万円程度の被害防止ができたものとして、これに「謝辞（未然防止）」件数を乗じた金額につき、被害防止ができたと効果測定をしているとのことであった。

なお、上記予算額は、人件費、賃料、備品、通信費等である。

第11. 防犯活動費（政策経費B・消費）

担当部課名 生活安全部 人身安全少年課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

ストーカー・DV対策緊急通報装置レンタル料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 防犯活動費（政策経費B・消費）

（単位：千円）

区分	使用料及び賃貸借料		合計
予算額	238		238
事業費実績	238		238
予算差額	0		0

(3) 令和2年度の取組と実施状況

DV・ストーカー事案は、夫婦や元夫婦、交際者や元交際者という近接した関係性があることから、その特性上、殺人や重大な傷害などの凶悪事件に発展する蓋然性があり、迅速的確な対応が求められている。

令和2年中のDV認知数は721件、ストーカー認知数は217件であり、そのうちDVに関して109件、ストーカーに関して38件をそれぞれ事件化している。

なお、被害者が事件化を望まない事案にあっても、加害者に対する警告や裁判所による保護命令、被害者一時保護施設への避難措置などにより再被害を防止している。

このような中で、被害者の保護対策として活用している携帯型緊急通報装置は、平成21年7月から運用を開始しているが、運用件数の増加に伴い、平成23年度、平成24年度、平成27年度に増強し、現在50台を運用している。

事案の内容から危険性が高いと判断される被害者に携帯型緊急通報装置を貸し出すことにより、被害者が加害者に接近されて付きまとわれたり、携帯電話を取り上げ又は破壊等されて110番通報ができないような緊迫した状況下での救助の要請等に絶大な効果がある。

また、緊急通報装置の発報は、同装置がGPS機能を有していることから、外出していても位置が瞬時に把握することが可能であり、加害者から狙われても、被害者の自由で平穏な生活を制限することなく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律違反やストーカー行為等の規制等に関する法律違反等の被害者保護及び加害者に対する迅速な対応（逮捕等）に役立たせることが可能と考える。

【令和2年度レンタル実施回数：50台】

2. 監査の結果

(1) 携帯型緊急通報装置の台数について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業は、ボタンを押すだけで警備会社を經由して110番通報されるGPS機能を有する携帯型の通報端末を貸し出すもので、平成21年7月から、身体に対する危害の危険性が高いと思われる被害者や関係者に対し貸し出しが実施されている。当該通報を契機として、捜査官が現場臨場し、加害者の逮捕に至ることもある。GPS機能による効果が大きいとのことである。

貸出対象者は、被害者、すなわち、ストーカー・配偶者暴力事案等により、被害を受け又は受けるおそれのある者である。

原則として通報装置の借用を希望する被害者等のうち、貸し出すことが適当と警察署長が認める者（運用対象者）とする。ただし、上記貸出対象には当たらないが、何

らかの犯罪により被害を受けるおそれのある者から貸出要請を受け、警察署長が必要と認めた場合は、これに準じて運用できるものとされている。

栃木県警察では、50台が存在しており、各警察署に数台を、本部に8台を設置している。これまでに不足が生じたことはないとのことである。

貸出件数としては、令和2年度において、令和元年12月からの継続案件が14件14人、令和2年からは55件55人であった。

費用は無償で、原則3か月以内とされているが、警察署長が必要と認めた場合は6か月を超えない範囲で延長が可能とされている。

なお、発報があると、集中管理センターを経由して、通信司令部に情報が届き、発報場所は、県外でも可能である。

以上のとおり、携帯型緊急通報装置はストーカー・配偶者暴力事案等における被害防止に役立っている事業であるが、そもそも栃木県警察全体で50台というのは少ないはずである。栃木県警察においては、より多くの台数を確保し、より多くの対象者に貸し出すことができるよう見直しをされたい。

第12. 防犯活動費（政策経費B・消費）

担当部課名 生活安全部人身安全少年課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

ストーカー・DV被害者一時避難場所確保経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 防犯活動費（政策経費B・消費）

（単位：千円）

区分	使用料及び賃貸借料 （政策経費B・消費）		合計
予算額	980		980
事業費実績	758		758
予算差額	222		222

(3) 令和2年度の取組と実施状況

ストーカー・DV事案は、事案関係者が、元夫婦・現夫婦、元同棲者、現同棲者等密接関係者により敢行されるものが多く、好意の感情が憎悪の感情に変遷し、殺人事件などの凶悪事件に発展する傾向が高いため、迅速な対応が求められる。事案は、全国的に年々増加傾向にあり、本県では令和2年中のストーカー事案217件（前年比+2件）と微増し、DV事案は721件（前年比-62件）と減少したものの、高止まりの傾向にある。特に、DV事案の全国

数値は過去最高となっている。

被害者の保護対策としては、特定番号登録（通称 110 番登録）、緊急通報装置、防犯カメラの設置、パトロール活動を実施しているが、事態が進行形であり、急変する特性があるストーカー・DV 事案において、その危険を回避する手段として公的一時保護施設への入所を働きかけているところである。一時保護所については、県内には 1 か所、最大 32 名の県の収容施設があるが、心身の疾病、年齢、同伴者の年齢や性別に制限があったり、仕事や通学の制限等があったりし、相談者が入所を躊躇する場合が少なくない。

また、公共住宅への入所についても、手続きに相当の時間を要すことから、即時の避難入居が難しく、緊急性、切迫性の高い被害者を一時的に即時避難させる必要がある。

【令和 2 年度実施回数：15 件 41 人】

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本制度は、被害の未然防止・拡大防止を図るため、危険性・切迫性が高い被害者等に対する安全確保を目的として、一時避難施設等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を公費負担で対応するものである。

対象者は、被害者、被害防止を図るために避難を要すると認められる親族、密接関係者である。

要件は、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案のうち、危険性・切迫性が高い場合であって、公的機関の施設、親類・知人等に避難することが困難であると認められる被害者等（被害者のみならず、被害防止を図るために避難を要すると認められる親族、密接関係者を含む。）とされている。

期間は、原則 4 泊であるが、警察署長が継続の必要があると認めるときは、人身安全少年課長と協議して、その宿泊数を延長することができる。

活用件数は、令和 2 年度で、15 件 41 人であり、内訳としては、ストーカーが 8 件、DV が 7 件、うち未成年の子ども同伴が 10 件であった。

流れとしては、警察署長が宿泊施設を選定し、宿泊料金を確認し、支出対象事案報告書を人身安全少年課長に報告する。人身安全少年課長は、避難の必要性を判断して、可否を警察署長に通知する。担当課長が宿泊施設から請求の提出を受け、各警察署の会計課長に引き継ぐ。最終的に会計課長が支払う。

第13. 鑑識活動費（一般経費 A・投資）

担当部課名 刑事部鑑識課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

指紋情報管理システムリース料

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 鑑識活動費（一般経費 A・投資）
（単位：千円）

区 分	使用料及び賃借料	合 計
予算額	69,815	69,815
事業費実績	69,815	69,815
予算差額	0	0

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

栃木県指紋情報管理システムのサーバ、端末等一式リース料である。被疑者指紋の登録や遺留指紋の照会を行っている。また、本システムは警察庁指掌紋情報管理システムと繋がっており、全国の被疑者指掌紋との照会も行うことができる。

令和 2 年中、システムを使用した遺留指掌紋からの被疑者割り出し件数が 199 件あった。

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

指紋情報管理システムとは、被疑者の指紋や現場に残された遺留指紋を迅速かつ大量に照会するもので、平成 12 年 3 月から導入されたものである。それまでは、被疑者が押印した指紋や現場で採取された指掌紋は、県警本部で照会したり、場合によっては紙媒体で警察庁に郵送して照会したりしていた。本システムの導入により、被疑者の身元確認が 1 か月程度から 1 日程度に、現場の遺留指紋と登録済みの指紋との照会が 3 週間程度から最短で数時間に短縮されるなど、被疑者の割り出し件数が飛躍的に伸びるなどの効果を得ている。指紋は、県警本部や警察庁に送り、データベースで照会することができ、その結果、指紋の特徴から近似値が付けられた状態での情報が得られる。これに基づき、県警本部の鑑識課が実際に指紋を見比べて最終的に鑑定する。被疑者不明の場合に本システムを利用することが多い。鑑識活動に要する経費の

うち「イ 指紋用」に記載されている確認件数(指紋により容疑者等が判明した件数) 507 件のうち、199 件が、現場で採取された指紋(現場指紋)のほかに犯人の情報が一切なく、現場指紋を指紋自動識別システムに照会することで容疑者を特定された(「積極割り出し」と呼称されている。)。なお、308 件は、鑑定官が目で指紋を照合したもの(「指名照会(さしなしょうかい)」と呼称されている。)で、被疑者の裏付け捜査の一環として指名照会が行われている。本システムは、5 年ごとのリース契約としており、リース料金はメンテナンスや保守料金を含む金額であるため、予算額と事業費実績が完全に一致している。費用は高額であるが、本システムによる確認件数の多さからすると、相当な金額と言える。

第14. 鑑識活動費(一般経費A・投資)

担当部課名 科学捜査研究所

1. 事業概要

(1) 事業の内容

覚せい剤等薬物事犯検挙用質量分析装置リースに要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業・細事業名 鑑識活動費(一般経費A・投資)

(単位:千円)

区分	使用料 (覚せい剤等薬物事犯検挙 用質量分析装置リース料)	合計
予算額	3,627	3,627
事業費実績	3,627	3,627
予算差額	0	0

(3) 令和2年度を取組と実施状況

平成29年8月1日より7年リースで契約しており、尿、毛髪中覚醒剤分析、血液中毒物分析等に使用した。

年間分析件数 422 件

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見され

なかった。

イ. 内容

覚醒剤等薬物事犯を検挙するための質量分析装置である。例えば、覚醒剤使用事犯であれば、全件、尿鑑定を実施し、科学捜査研究所において、その質量を分析する。装置自体は、一般競争入札による7年リースである。なお、購入ではなくリースである理由は、装置自体が随時進化するのと、リースのほうが予算を組みやすいという点による。

第15. 保安関係許可経費（政策経費B・消費）

担当部課名 生活環境課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

許可事務に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 保安関係許可経費（政策経費B・消費）

（単位：千円）

区分	委託料	合計
予算額	3,112	3,112
事業費実績	2,893	2,893
予算差額	219	219

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

猟銃所持者からの技能講習受講申込に基づき、各指定射撃場において技能講習業務を委託した。

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

猟銃を所持するには、次のとおり公安委員会による許可を受ける必要がある。すなわち、銃砲の所持については、危害防止上の必要性からその所持が禁止されているが、社会生活上必要があると認められる場合に限り、公安委員会により許可がされる。公安委員会による許可は、狩猟、有害鳥獣の駆除、スポーツとして確立されている標的射撃に使用するものに限り、一定の条件を満たしている者にのみ与えられる。なお、

狩猟目的でライフル銃を所持しようとする場合は、猟銃を所持して継続 10 年以上の経験が必要とされている。

そして、その許可の更新を受けようとする者は、原則として公安委員会が行う技能講習を受け、技能講習修了証明書の交付を受けなければならない（銃刀法第 5 条の 2 第 3 項第 1 号・第 5 条の 5）。なお、技能講習のほかに、猟銃等講習会を受講しその講習修了証明書の交付を受ける必要もあるが、本事業は、技能講習に関する部分を対象とする。

技能講習には、自らが所持許可を受けている銃を使用して行い、公安委員会の修了認定（ライフル銃とライフル銃以外の猟銃に区分）を受けた者に技能講習修了証明書が交付される。

この技能講習修了証明書は、許可の更新時において交付の日から起算して 3 年以内のものでなければ更新を受けることができない。なお、更新を受けようとする種類の猟銃に係る射撃指導員等は、技能講習の受講が免除される。

技能講習は、公安委員会の指定する射撃場で実施され、①銃の操作と、②射撃の技能に関する講習を内容とする。①銃の操作は、猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い、猟銃の点検、実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い、射撃の姿勢及び動作を内容とする。②射撃の技能は、散弾銃による場合にあつては、標的に対する射撃、散弾銃以外の猟銃による場合にあつては固定されている標的に対する射撃の実技を内容とする。

このような技能講習は、随意契約により、県内外の 8 か所の射撃場に委託されている。県外の射撃場 2 か所にも委託されている理由は、銃の種類によっては射撃場が対応できない場合があるからである。なお、当然のことではあるが、修了証明書交付等は、委託ではなく、公安委員会によりされている。

委託先での技能講習は、年間およそ 300 件が実施されており、その委託料は、警察庁が指定している計算式（人件費、物件費印刷費、射撃場借上料から算定される）に基づき、1 件（1 人）あたり 1 万円とされている。実際、技能講習の受講者が 1 人だけである事例が散見されており、委託料の定め方が適切か検討する必要がある。

この点に関しては、受講者の頭数で算定する方法ではなく、講習の実施回数に基づき算定する方法なども考えられるところではあるが、自動車運転免許と同様、免許の有効期限が人ごとに区々であること、申請者の利便性、講習の実施回数に基づき委託料を算定するよりも受講者の頭数により算定するほうが栃木県警察の負担としては小さくなること等を考慮すると、受講者の頭数により委託料を算定する方法には一定の合理性が認められると考えられる。

第16. 暴力団対策強化経費（一般経費 B・消費）

担当部課名 組織犯罪対策第一課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

事業者責任者講習

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業、細事業名 暴力団対策強化経費（一般経費B・消費）
（単位：千円）

区分	委託料	合計
予算額	1,688	1,688
事業費実績	1,688	1,688
予算差額	0	0

(3) 令和2年度の取組と実施状況

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、県内行政機関・事業者が選任した責任者に対し、暴力団員等による不当要求被害を防止するために必要な知識の習得や対応方法を指導するため公安委員会が行う責任者講習について、同法規定に基づき、その業務を公益財団法人栃木県暴力追放県民センターへ委託した。

責任者講習開催回数 23回（受講人数 864人）

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

暴力団は、覚せい剤の密売や賭博などの不法利益のほか、組織の威力を示して飲食店などからみかじめ料や用心棒代の徴収、民事問題や経済取引に介入して、一般県民や企業から不当な利益を獲得する活動を行っている。

そこで、暴力団の不当な要求による被害を防止するためには、暴力団の活動実態や不当要求の手口などを知り、その対応方法を習得する必要がある。

暴力団対策法では、事業者が選任した責任者に対し、不当要求に対する対応方法などについて指導を行うため、各種資料の提供や、指導・助言等の援助を行うことを定めており、その一環として、不当要求防止責任者講習制度がある。

平成3年に暴力団対策法が施行されたことに伴い、平成5年度から公安委員会より県暴力追放県民センターに本事業が委託されている。

責任者を選任する事業所の範囲は、企業、個人事業所、官公庁、協同組合など従業員を雇用する事業所であれば、事業者の大小を問わない。事業所、営業所ごとに責任

者を選任することも可能である。令和2年度時点では、責任者は県内で約4000名に至る。暴力団等から不当要求を受けやすい業種の事業所（公務員、銀行業等、建設業及び不動産業、風俗営業及び飲食店営業、卸・小売業等）もあることから、公安委員会から責任者講習を行う旨の通知を受けた事業者には、責任者に講習を受けさせる努力義務が定められている（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第3項）。令和2年度末時点での業種別責任者の内訳は次のとおりである。

分類	責任者数
農林漁業	0
鉱業製造業	172
建設不動産業	292
通信運輸業	93
小売業	419
飲食業	48
金融業	578
サービス業	319
娯楽業	137
公務	1447
その他	21
合計	3526

責任者の業務は、事業所における対応体制の設備、従業員に対する指導教育の実施、不当要求を受けた時の被害状況等の調査及び警察への連絡、暴力団排除組織との連絡、その他不当要求による被害防止に必要な業務などに及ぶ。

責任者講習には、①選任時講習、②定期講習、③臨時講習がある。①選任時講習は、責任者選任届を提出後、概ね1年以内の受講となり、②定期講習は、選任時講習を受講後、概ね3年に一度受講となる。③臨時講習は、特別の事情がある場合に必要の都度、実施される。責任者講習は、毎年23回（①選任時講習9回、②定期講習14回）が実施されている。

特に不当要求を受けやすい業種の事業所における責任者が不在とならないよう、どのような配慮をしているか質問したところ、責任者が転職や異動した場合には新規責任者を選任するよう促す、責任者をデータベースで名簿として管理し、3年に一度の受講となる定期講習の際に葉書で案内を出す、その他、ホームページや機関誌等で周知するなどしているとのことである。

第17. 暴力団対策強化経費

担当部課名 組織犯罪対策第一課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

栃木県組織犯罪対策情報管理システムのリースに要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 暴力団対策強化経費（政策経費B・投資）

（単位：千円）

区分	使用料及び賃借料	合計
予算額	9,000	9,000
事業費実績	9,000	9,000
予算差額	0	0

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

栃木県組織犯罪対策情報管理システム機器等のリースに要する経費

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

暴力団や来日外国人犯罪組織等の犯罪組織は、ますます、その活動領域を拡大するとともに、凶悪犯、窃盗犯、薬物犯、銃器犯罪等多岐にわたる犯罪に関与するようになっている。また、金融ブローカー等と結託した債権回収等さまざまな方法により、不正な資金を獲得しようとする動向を強めている。

そこで、警察庁では、犯罪組織に関する情報をデータベース化して全国的に共有する組織犯罪対策情報管理システムの整備を進め、犯罪組織の活動実態の解明と個別事件における内偵捜査の効率化・検挙の推進を図っている。本システムは、これに基づくものである。システムの詳細は、機密性の高い情報ばかりであり、監査対象とすることができなかったが、5年ごとのリース契約であり、一般競争入札によるものである。なお、予算の本システムのリース全体に係る費用は、年額約1386万円である。

第18. 捜査活動管理経費（一般経費B）

担当部課名 刑事総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

取調べ録音・録画用（記憶媒体）

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 捜査活動管理経費（一般経費B）

（単位：千円）

区分	需用費（消耗品費）	合計
予算額	600	600
事業費実績	460	460
予算差額	140	140

(3) 令和2年度を取組と実施状況

刑事訴訟法改正により義務化された取調べの録音・録画制度に対応するため、各警察署に録音・録画装置を配備し、同制度に基づいた適切・確実な取調べ可視化の実現を推進している。

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

わが国の刑事裁判は捜査段階において作成される自白調書を重視する側面がある。しかし、自白調書が警察署の密室で作成され、取調べの過程で何が行われたかを客観的に検証することができないという問題点があった。そこで、取調べの過程で強制や誘導が行われることを誘発したり、ひいては虚偽の自白がなされる危険を未然に防止する必要がある。ここで、被疑者の取調べ過程を録音・録画することが重要とされる。平成21年4月、全ての都道府県警察において、裁判員裁判対象事件について、取調べの録音・録画の試行が開始され、その後、その対象が拡大されてきた。そして、令和元年6月1日から開始された取調べの録音・録画制度は、逮捕又は勾留されている被疑者を裁判員裁判対象事件及び検察の独自捜査（検察官自ら検挙摘発して行う捜査のことで、警察等の第一次捜査機関が捜査し、検察庁に送致する事件とは異なり、検察庁で、事件を認知し、一から証拠を収集して事件として立件する捜査で、東京・大阪・名古屋の各地検特別捜査部や、中規模地検の特別刑事部をはじめ、全国の地検で行われており、政治家や公務員による汚職事件、法律や経済についての高度な知識を要する企業犯罪等がその典型例である。）。事件について取り調べる場合

に、原則として、その全過程を録音・録画することを義務付けた上で、録音・録画がない場合には、供述調書を証拠として提出することができなくなるとされた。これが取調べの可視化と言われる件である。なお、取調べの録音・録画の対象とされる事件が未だ限定されているという点については監査対象外である。(以上については、日本弁護士連合会意見書、会長声明等参照)

本事業は、取調べを可視化するため、録音・録画をする際のブルーレイディスクを購入する費用である。年 4300 枚とのことである。当該ブルーレイディスクは上書きができない書き切りタイプの物であり、複数社から見積書を取りつけた上での購入となっている。在庫については警察本部においてシートや帳簿により管理しており、不足が生じることはないとのことであるから、この意味において特に問題はなかったと言える。

第19. 捜査活動管理経費（一般経費 B）

担当部課名 刑事総務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

司法書類

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 捜査活動管理経費（一般経費 B）

（単位：千円）

区分	刑総課予算	生安部予算	合計 (需用費・印刷製本費)
予算額	817	287	1,104
事業費実績	618	287	905
予算差額	199	0	199

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

適切な刑事手続のため必要な捜査書類及び捜査書類作成用の用紙を、刑事部に限らず交通部・生活安全部・警備部の各捜査を担当する本部捜査主管課及び警察署に配分している。

配分に際しては昨年の使用実績に基づき、年頭に各警察署の消費量及び警察本部での消費量から必要数を計上し配分を行った。

また年度途中での不足に対応して、令和 3 年 1 月に不足分の発注・配分を行った。

令和2年度の執行・配分状況

6月配分	発注	配分	
仕切り書	3種 86千枚	3種 87千枚	1千枚は昨年在庫から持出し
捜査書類	5種 214千枚	5種 204千枚	
照会書	3種 78千枚	3種 72千枚	

1月配分	発注	配分	
仕切り書	3種 10千枚	3種 8千枚	
捜査書類	5種 40千枚	5種 30千枚	
照会書	3種 20千枚	3種 1千枚	

2. 監査の結果

(1)印刷製本費の経費削減について、その1（意見）

ア. 結論

無駄な印刷製本費がかかっている可能性があり、警察内部において経費削減の観点から再考を要する。

イ. 内容

捜査活動を実施するには、被疑者の供述調書や捜査報告書など大量の捜査書類が作成される必要がある。これらの用紙は定型書式のものが購入されており、これが本事業における印刷製本費である。

捜査の過程においては捜査書類を手書きで作成しなければならない緊急の状況もあるから、定型書式を購入しておき、一定数をあらかじめ確保しておく必要性はある。これに対して、もともと取調べが予定されていた場合や、時間をかけて起案することができる捜査報告書などは、捜査官のパソコン内に定型書式のデータを保存しておき、当該データに文字等を入力して出力すれば足りるはずである。ところが、担当者によると、①業者に発注して購入した定型書式をプリンターに挿入し、②これをパソコンから出力しているとのことであった。すなわち、いわば二度手間であり、①に関して無駄な印刷製本費がかかっている可能性がある。現場で捜査にあたる捜査官が実際にそのような無駄な作業をしているのか、監査の過程において明確とならなかったこともあるが、栃木県警察において実態を調査し、無駄があれば改めるべきである。

(2)印刷製本費の経費削減について、その2（意見）

ア. 結論

無駄な印刷製本費がかかっている可能性があり、警察内部において経費削減の観点

から再考を要する。

イ. 内容

規則上、用紙の右縁下部に、おおむね縦 40mm、幅 5mm の大きさの表示を設けることが定められており、証拠品関係書類に関しては「赤表示」、供述調書及び弁解録取書に関しては「黒表示」を設けるものとされている。これらは、訴訟記録に各書類を綴り込んだ際に、当該書類の所在を明瞭にする趣旨である。

ところが、担当者によると、「赤表示」は、警察署のプリンターで印刷すると、同じ色や同じ大きさに印刷できなかつたり、フチなし印刷ができず、用紙の隅まで綺麗に印刷ができない場合があるようで、そのために全て定型書式を外注により購入しているとのことであった。上記規則は平成 12 年 3 月 30 日に定められた「司法警察職員捜査書類基本書式例」というものであるが、当該規則ですら「おおむね」上記の大きさの表示を求めているにすぎない。現代での印刷技術によれば、一定程度、明瞭に赤表示を印刷することは十分に可能と思われ、全て外注により購入しているという点で、経費が無駄になっている可能性がある。

(3)印刷製本費の経費削減について、その 3（意見）

ア. 結論

無駄な印刷製本費がかかっている可能性があり、警察内部において経費削減の観点から再考を要する。

イ. 内容

上記規則上、2 枚目以降の継続用紙における「黒表示」は省略しても差し支えないものとされている。

しかし、担当者によると、平成 12 年当時、継続用紙においても黒表示を省略しないこととする旨検察庁と申し合わせをしたとのことであった。上記規則制定から 20 年が経過した現時点において、継続用紙において黒表示を省略してもよいのではないかなど、栃木県警察内部で調査し検証する必要がある。

第20. 捜査活動管理経費（一般経費 B）

担当部課名 刑事総務課

1. 事業概要

(1)事業の内容

レッカー移動（197 台）

(2)令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 捜査活動管理経費（一般経費 B）

(単位：千円)

区分	役務費・通信運搬費	合計
予算額	3,537	3,537
事業費実績	3,523	3,523
予算差額	14	14

(3) 令和2年度の取組と実施状況

証拠物件の適切な保管・管理のため、証拠品として領置した車両は警察署等の適切な保管場所で保管する必要がある。領置場所からの輸送は事故・破損防止等の観点から適切な輸送手段により行う必要があり、原則として全件、レッカー移動作業を取り扱う業者に依頼して輸送を行っている。

令和2年度の執行状況

180件 3,522,601円

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

例えば、被疑者を現行犯人逮捕した場合、被疑者が犯行の際に使用していた車両をレッカー移動させ、警察署において、車両内部を捜索する必要がある場合などが本事業に関するレッカー移動である。レッカー移動をさせる業者に関して偏りがあるのではないかとの懸念から、資料を閲覧したが、刑事課では長距離移動などがほぼ無く、そのため10万円を超えることがなく、相見積りなどは省略されている。

なお、当該車両は、警察署内等で保管することが殆どであり、保管料はかからない。

第21. 鑑識活動管理経費（一般経費B）

担当部課名 刑事部鑑識課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

鑑識活動に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業 細事業名 鑑識活動管理経費（一般経費B）

（単位：千円）

区 分	需用費	合 計
予算額	8,078	8,078
事業費実績	7,698	7,698
予算差額	380	380

(3) 令和2年度 of 取組と実施状況

ア 写真用

犯罪現場等の状況を撮影、印画するための資器材を主に購入し、警察署へ配分した。

イ 指紋用

従来、主に使用してきた粉末（アルミニウム混合粉末、SPブラック（黒色粉末））を、近年開発された、より検出力のある粉末（C2（シースクエア）粉末）に更新すべく、平成30年度から順次、警察署へ配分し導入している。

実績については、年間採取事件数（犯罪認知事件中、現場鑑識活動が実施され現場資料の採取報告のあるもの）が減少傾向にあるのに対し、確認件数（指掌紋により容疑者等判明、裏付けした事件数）は比較的維持ないし増加傾向にあることから、使用粉末の更新等による効果が現れている。

平成30年中 採取事件数 3,960 件（前年比+184）、確認件数 473 件（前年比+48）

令和元年中 採取事件数 3,924 件（前年比-36）、確認件数 444 件（前年比-29）

令和2年中 採取事件数 3,459 件（前年比-465）、確認件数 507 件（前年比+63）

ウ 足こん跡用

犯罪現場等において、足痕跡資料を採取するための資器材を購入し、警察署へ配分した。

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

鑑識活動に要する写真、指紋、足こん跡用の消耗品としては、その内容が多岐に及ぶことから、在庫が適切に管理等されているかという視点で監査を実施した。

各種消耗品は、栃木県警察本部鑑識課で購入し、各署へ随時配分する。

まず、写真用の消耗品であるが、事業費実績が約300万円であり、内訳は概要次の

とおりである。書ききり型撮影媒体 43 万 4500 円、写真糊 52 万 3600 円、デジタルカメラ 65 万 5160 円、液晶保護紙 6160 円、プリントパック 79 万 8600 円、ストラップ 1 万 2100 円、バッテリー 3 万 0294 円と 8 万 0656 円、レシート紙 4 万 4275 円、ペーパー 53 万 8560 円。写真には、主に被疑者写真と現場写真等があり、撮影枚数は年間およそ 100 万枚に、印画枚数も約 77 万枚に及ぶ。各消耗品は、栃木県警察本部鑑識課で在庫状況を管理しており、不足が生じないように、各署での印画数を管理した上で、月報で必要数を見積もる、随時不足分を補充するなどしている。撮影媒体などは、破損があった場合に買い替えている。

次に、指紋用の消耗品であるが、事業費実績が約 289 万円であり、粉末、刷毛、試薬、鑑識用シートなどが主な品目である。年間の採取指紋件数は約 4 万 4000 個（1 件当たりの平均採取個数は 12.7 である。）に及ぶ。指紋採取は、身元不明の場合における身元確認のために実施する割合が多く、日数が経過すると遺体からの指紋採取が困難になるケースが多く、シリコンラバー等の特殊な品目が必要とされる。在庫管理については、納品があった際にプラス表記を、各署へ配分する際にマイナス表記をシートに記入することで把握している。十分な在庫を常時維持しておくことは予算の関係上難しいようであるが、在庫状況を管理することで、在庫不足に陥る状況は回避できている。なお、写真用の消耗品と異なり、指紋用の消耗品については、感熱紙用指紋検出液など使用期限が短い品目もあるが、在庫棚の前方に古いものから並べるなどの工夫をすることで、使用期限を経過してしまうといった事態も回避できている。

最後に、足こん跡用の消耗品であるが、厳密には、足痕のほか、タイヤ痕、工具痕、その他（手袋跡等）を含む。事業費実績は約 167 万円であり、転写シート、石膏、シリコンラバーなどが主な品目である。足痕採取は、例えば、侵入盗が現場に残した足跡と、被疑者使用の靴を比較することで被疑者を割り出したり、被疑者が否認している場合に、犯人性の裏付け証拠として使用したりする。年間の採取個数は、およそ 1 万 1000 個に及ぶ。在庫管理については、前年度を参考に、多めに購入しておき、在庫が減ると都度購入している。指紋用の消耗品と比べると、数が少なく、格別な在庫管理は不要であり、各署から配分の要望があった場合には直ちに対応できているとのことである。

第22. 鑑識活動管理経費（一般経費 B）

担当部課名 科学捜査研究所

1. 事業概要

(1) 事業の内容

DNA 鑑定用消耗品購入に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

単位事業・細事業名 鑑識活動管理経費費（一般経費 B）

（単位：千円）

区分	需用費 (DNA 型鑑定 用交換部品等)	合計
予算額	1,660	1,660
事業費実績	1,651	1,651
予算差額	9	9

(3) 令和 2 年度 of 取組と実施状況

被疑者等事件関係者の口腔内細胞や事件現場から採取した血痕等の資料について DNA 型鑑定を行った。

年間 DNA 型鑑定件数 3503 件

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

DNA 鑑定用消耗品には、口腔内細胞を採取するキット（EasiCollect）や、検査試薬（グローバルファイラーキット The GlobalFiler PCR Amplification Kit）などがある。

DNA 型鑑定は平成元年から実施されているところ、改良が進み、DNA 型一致の確率は格段に上昇している。グローバルファイラーキットは平成 31 年度に採用されたもので、従来の試薬による同じ DNA 型の出現頻度が 4 兆 7 千億人に 1 人であったのに対し、565 京人に 1 人となり、より精密な個人識別が可能となった。DNA 型鑑定は、人の血液、汗、皮脂から検出される DNA の塩基配列の繰り返し回数が個人によって異なることを利用するものであるが、従来の 4 個の塩基配列を基本単位とする STR 型が繰り返される回数を染色体上の 15 部位で調べる方法から、新試薬により染色体上の検査部位を 21 に拡大することが可能となり、個人識別率が兆から京に 1 人となった。

鑑定資料は、血痕や血液、唾液、精液、尿・尿班、汗（垢）、毛髪、骨などであり、これらのうち、唾液や汗（垢）が最も多い。

鑑定結果は、①被疑者の特定、②被疑者ではない者の除外、③同一被疑者による連

続犯行であることの証明、④犯罪に巻き込まれたおそれのある身元不明死体の身元確認等に利用される。

科学捜査研究所による統計は、次のとおりである。

表 栃木県警察本部刑事部科学捜査研究所におけるDNA型鑑定実施状況(令和2年)

区分	殺人	強盗	放火	強制性交等	略取・誘拐	強制わいせつ等	侵入盗	その他窃盗	傷害	暴行	住居侵入・建造物侵入	器物損壊	公然わいせつ	覚取法	その他	計
被疑者資料数	8	19	5	13	1	11	13	98	41	22	11	10	1	74	211	538
現場資料等数	195	177	13	107	3	87	105	310	220	52	42	47	4	200	712	2274
関係者等資料数	30	19		22	2	19	21	43	38	23	3	6		2	89	317

要死者・取扱死体関係資料数	374
---------------	-----

DNA型鑑定実施資料総数	3503
--------------	------

このように DNA 型鑑定の重要性が極めて高まっているところ、年間の DNA 型鑑定件数は 3503 件と多数に及ぶ。試薬等の使用期限は半年から 1 年程度と長期間に及ぶわけではなく、余剰が生じることはほぼないとのことである。

そこで、在庫に不足が生じる事態がないか、管理状況を確認した。在庫はエクセル表で一括して管理しており、搬入時に個数を入力し、未開封の在庫が確認できるよう QR コードでロット番号等を読み取っておく。使用した者が開封日と使用日、管理番号を入力する。その入力の際、不足見込みを確認しており、不足見込みがある場合には発注管理者に伝える。大きな事件があり 100 件程度の DNA 鑑定を実施する必要がある場合などには不足が生じうるが、早急に発注するなどして対応している。エクセル表による管理というやや古典的な管理方法を採用しているものの、特段問題は無いようである。

第17章 交通指導取締費

(1) 事業の概要

交通指導取締りに要する経費

(2) 予算の執行状況

区 分	予 算 額	支 出 額				翌年度繰越額	不 用 額	支出済額の説明
		本 課	他 課	公 所	計			
8 報 償 費	4,196,000			4,050,142	4,050,142		145,858	高齢者交通安全アドバイザー謝金等
11 需 用 費	26,516,000	24,878,375			24,878,375		1,637,625	消耗品費 9,027,497円 印刷製本費 15,221,189円 修繕料 629,689円
12 役 務 費	46,359,000	33,409,055	85,779	10,855,439	44,350,273		2,008,727	通信運搬費 18,861,866円 広告料 3,227,400円 手数料 11,114,729円 保険料 205,060円
13 委 託 料	352,121,000	331,907,155			331,907,155		20,213,845	交通安全教育委託等
14 使用料及び賃借料	178,567,000	176,991,358	1,357,786	65,930	178,415,074		151,926	放置駐車違反管理システム機器リース料等
15 工事請負費	3,200,000	3,146,000			3,146,000		54,000	速度違反取締装置改修
18 備品購入費	6,971,000	6,856,080			6,856,080		114,920	交通指導取締用機材等購入費
19 負担金、補助及び交付金	30,939,000	30,732,212			30,732,212		206,788	
負担金	30,939,000	30,732,212			30,732,212		206,788	緊急自動車運転技能研修等
23 償還金、利子及び割引料	177,000	18,340	70,740		89,080		87,920	
計	649,046,000	607,938,575	1,514,305	14,971,511	624,424,391		24,621,609	

(3) 重点目標と主な取組内容と事業名

重点目標	主な取組内容	事業名	予算額(円)	執行済額(円)
交通死亡事故抑止対策の推進	交通情勢に対応した交通安全対策の推進	(高齢者交通安全教育推進事業) スケアードストレイト方式による交通安全教育事業委託	7,781,000	7,780,300
〃	〃	(歩行者保護意識向上対策事業) テレビCM, 新聞広告等	8,398,000	8,397,400
〃	〃	新交通管理システムリース	87,635,000	87,634,800

(4) 事業の実績等

○ 交通事故発生状況

種 別 \ 年 別	平 成 31 年	令 和 2 年	増 減
発 生 件 数	4,553 件	3,939 件	△ 614 件
死 亡 事 故 件 数	77	59	△ 18
死 者 数	82 人	60 人	△ 22 人
負 傷 者 数	5,621	4,665	△ 956

事業の効果	令和2年中の発生件数及び負傷者数は、前年と比較して発生件数は13.5%減、負傷者数は17.0%減となり、17年連続で減少させることができた。 また死者数は、前年と比較して22人減少し、昭和27年以降で最少となり、年間の抑止目標である死者数90人以下を3年連続で達成することができた。
今後の課題	依然として、死者数の半数以上を高齢者が占めており、特に、夜間歩行中の高齢者が車にはねられる事故が多く発生していることから、「原則ハイビームの徹底」・早めの前照灯を呼びかける「ライト4（フォー）運動」・「横断歩行の歩行者優先ルールの周知徹底」など歩行者保護意識の向上につながる諸対策を推進していく必要がある。

第1. 交通企画（一般経費 A 投資）1

担当部課名 交通規制課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

自動車 OSS の運営に要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区分	需用費	役員費	使用料及び 賃借料	負担金補助 及び交付金	合計
予算額	83	4,414	47,812	23,310	75,619
事業費実績	0	4,172	47,280	23,310	74,762
予算差額	83	242	532	0	857

(3) 令和2年度を取組と実施状況

自動車保有に必要となる自動車保有関係手続のワンストップサービス（自動車OSS）のオンライン申請に要するシステム賃貸借や通信回線料の支出を行った。

2. 監査の結果

(1) OSS システムの活用状況について（意見）

ア. 結論

業務効率化に資するため民間での OSS 利用を促す取組を積極的に行うことが望ま

しい。

イ. 内容

自動車 OSS システムは自動車を保有するための手続きを、インターネット上で行うことができるシステムである。従前は自動車を保有するためには、自動車保管場所証明の申請、検査・登録の申請、自動車税の申告等を警察署や運輸支局、都道府県税事務所などの各機関の窓口にて、書面による手続きが必要だったが、OSS を利用することで、インターネット上でこれらの手続きが一括して可能となる。申請者はもちろんのこと、警察にとっても窓口混雑の解消や手続き負担の減少などメリットが大きい。OSS システムはシステムの賃借料のほか、全国の警察でシステムが共同利用されていることから、全国警察で組織される OSS 推進協議会への利用状況に応じた負担金も支払っている。

効率化のメリットが大きい OSS システムだが、栃木県の令和 2 年度の利用率は次のようになっている。

	全体の件数	うち OSS 申請件数	OSS 申請率
保管場所申請件数	161, 896	21, 953	13. 6%
新車新規登録件数	48, 465	21, 839	45. 0%

全体の保管場所申請件数のうち OSS の利用率は 13. 6%と芳しくない。これは行政書士法上、新車登録については一般社団法人日本自動車販売協会連合会の代行による OSS 申請ができるのに対し、中古車の場合はこのような規制緩和がされていないことが一因であるとみられ、現に保管場所申請件数に含まれる OSS 申請は新車に係るものがほとんどである。ただし新車の申請についても利用率は半分に満たない（全国平均は 53. 1%）。警察では OSS 普及にあたり、利用者に不便をかけないように心掛けているとのことであるが、特別に広報活動などは行っていない。システムが有効に活用されるための方策には、法規制に関わる部分もあるが、現状の範囲内で利用率が向上するような取組を積極的に実施することが望ましい。

第2. 交通企画（一般経費 A 投資）2

担当課名 交通指導課（駐車対策）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通指導取締に要する経費のうち、道路交通法第 51 条の 4 の規定に基づく放置違反金制度の運用等に要する経費。

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区 分	予算額	事業費実績	予算差額
使用料及び賃借料	32,296	32,170	126
合 計	32,296	32,170	126

(3) 令和2年度を取組と実施状況

リース契約で賃借している放置駐車違反管理システム機器等の運用や維持管理に努めた。

2. 監査の結果

(1) 契約や予算執行事務について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

放置駐車違反管理システムでは、放置車両に係る事務を遂行するにあたり、違反事実および使用者への手続情報等を電子データで一元的に管理することが可能である。当システムは平成28年3月から5年間、更に令和3年3月から5年間のリース契約により運用している。システムの内容に係るヒアリングの他、令和2年度における予算の執行状況に係る書類のほか、当初契約時の見積書や設計書、入札経過調書等の書類を閲覧したところ、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

第3. 交通企画（一般経費A・消費）

担当部課名 交通指導課（駐車対策）

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通指導取締に要する経費のうち、道路交通法第51条の4の規定に基づく放置違反金制度の運用及び同法第51条の8に基づく放置車両確認事務の民間委託等に要する経費。

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

(単位：千円)

区 分	予算額	事業費実績	予算差額
需用費 消耗品費	537	519	18
印刷製本費	771	701	70
修繕料	30	22	8
役務費 通信運搬費	551	452	99
手数料	21	0	21
委託料	30,823	30,822	1
償還金、利子及び割引料 その他償還金等	27	0	27
合 計	32,760	32,517	243

(3) 令和2年度の取組と実施状況

違法駐車取締りについては、地域住民の意見・要望等を踏まえてガイドラインを策定・公表し、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて実施している。

また、放置車両の確認事務については、警察署長から委託を受けた法人の駐車監視員や警察官により適正に運用されるように努めた。更に、車両使用者に対する放置違反金制度についても、法令に基づき適正に運用されるよう努めた。

2. 監査の結果

(1) 事業の管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業の主要な内容は、駐車監視員の委託業務であり、公安委員会に登録された法人との3年の長期継続契約で運用されている。委託先の駐車監視員が1ユニット2名で宇都宮中央警察署、宇都宮東警察署および小山警察署がそれぞれガイドラインで定めた各管内のエリアを巡回し、放置車両を確認した場合、確認標章を取り付ける。

監査では、ヒアリング及び資料の閲覧を実施し、業務内容や契約の経過、予算の執行手続の実施状況を確認した。委託業務の実績管理方法についても質問し、業務実績

については日報と監視員の PDA データ、所定の月間報告書により業務内容の実施状況がモニタリングされ、通報や事故件数に応じて巡回エリアの見直しも検討など効果的な駐車対策の取組もなされていることを確認した。

第4. 交通企画（一般経費 B・消費）1

担当部課名 交通企画課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

安管事務に関する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区分	需用費	役務費	負担金	合計
予算額	49	956	84	1,089
事業費実績	49	949	84	1,082
予算差額	0	7	0	7

(3) 令和2年度を取組と実施状況

ア 安管解任届出書用紙購入

栃木県道路交通法施行細則に定められた「安全運転管理者に関する届出書」、「副安全運転管理者に関する届出書」を作成し、事務処理上の負担軽減を図っている。

○令和2年中の選解任状況

正安管…選任 1,181 件、解任 1,209 件 副安管…選任 347 件、解任 333 件

イ 安全運転管理者等講習通知書郵送

栃木県安全運転管理者協議会が、令和2年度の受講対象 8,378 名（内訳正 7,081 名副 1,297 名）に対し、講習通知書を郵送するための切手を購入した。

ウ 安全運転管理者届出手数料

道交法の定めにより、所属毎に安全運転管理者等を選任しているが、異動や新規選任の手続きのため、自動車安全運転センターから運転記録証明書を取得する必要があるため、1名あたり 670 円の手数料がかかる。（令和2年度新規、選任替え計 37 名）

エ 安全運転中央研修所負担金

安全運転管理者、副安全運転管理者、もしくは安全運転管理について事業所を指導あるいは事務を担当している警察職員が、必要な指導管理的技術と管理者自身の運転に関する高い知識を習得することを目的とした研修である。令和 2 年度研修は、交通企画課員 1 名。

2. 監査の結果

(1) 事業の管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

道路交通法では、一定台数以上の自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、安全運転管理者を選任しなければならないとされている。本事業では主に安全運転管理者の届出や、毎年実施される法定講習に係る通知等の、事務に必要な消耗品や通信に係る経費を支出している。また警察に所属する安全運転管理者に係る諸経費も含まれている。

安全運転管理者制度に係る必要経費の内容についてヒアリングを行ったところ、取組と実施状況に照らして適切な内容であった。また予算の執行手続きに係る各種書類を閲覧し、問題なく手続きが行われたことを確認した。

第5. 交通企画費(一般経費 B・消費)2

担当部課名 交通企画課

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

交通事故防止啓発に関する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績 (単位事業又は細事業ごと)

(単位：千円)

区 分	需用費	役務費	合 計
予算額	2,287	32	2,319
事業費実績	2,287	32	2,319
予算差額	0	0	0

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

需用費

横断歩行者保護の広報啓発を目的としたポスター・チラシや、緊急事態宣言解除後の交通事故の増加を防止するための緊急広報用チラシなどを作成し、各警察署や関係機関・団体等に配分し、街頭活動の際に歩行者や自転車、車両の運転者に配付した。

作成数 ポスター4,000枚 チラシ170,000枚

横断歩行者保護の広報啓発を目的としたグッズを作製し、各警察署に配分し、強化日を設定して街頭活動の際に車両運転者に配付したほか、協力を得られた企業等が管理する車両に貼り付けた。

作成数 9,000枚

県内の交通事故等の統計データをまとめた「交通年鑑」及び「とちぎの交通事故」を作成し、広報活動や取り締まりなどに活用している。

「交通年鑑」は交通に関するデータ、「とちぎの交通事故」は交通事故に関するデータをまとめたもので、県警内だけでなく、他県警や県庁各課、協力団体などにも配布している。

作成数 交通年鑑 200部
とちぎの交通事故 1,100部

役務費

広報用FAX回線使用料

県警HPにも「交通事故日報」のページを設け、交通事故発生件数や負傷者数等の県内の交通事故発生状況を掲載しているが、インターネット環境が整っていない高齢者や零細事業者向けに、ポーリング通信（送信元に登録されている情報をFAX受信側の操作で取り出す機能）により交通事故日報の入手を可能としている。

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

交通事故防止を啓発するポスターに係る契約および発注、支払までの各執行に係る資料を閲覧し、適切に管理がなされていることを確認した。また作成したポスターや冊子などの活用状況についても質問をおこなった。啓発ポスターはその時の社会情勢に合うように企画して作成しており、令和2年度は横断歩道に歩行者がいるときの車両の停車や、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の反動への注意喚起といった内容となっている。また「交通年鑑」や「とちぎの交通事故」は交通事故情報システムをもとに作成され、各警察署や交通安全協会、安全運転者協会、記者クラブなどに

配布し、各種交通安全講習や事業の企画のための資料として活用されている。

第6. 交通企画費（一般経費B・消費）3

担当部課名 運転免許管理課

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

自動車安全運転センター負担金

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区分	負担金	合計
予算額	789	789
事業費実績	789	789
予算差額	0	0

(3) 令和2年度の取組と実施状況

自動車安全運転センターが行っている累積点数通知業務は、交通事故防止に一定の役割を果たしていることから、栃木県の負担金として経費の一部を補助する。

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

自動車安全運転センターは、自動車安全運転法により設立され、安全運転研修の実施、累積点数の通知などを行っている組織である。

累積点数の通知は、警察庁のデータと連携して交通違反や交通事故により点数が累積すると累積点数通知ハガキを発出するものである。この通知は運転者に注意を促し交通違反、事故を防止する意義があり、栃木県警もセンターの運営に一定の負担を行っている。毎年度、安全運転センターから負担金の交付申請があり、これを栃木県警察で内容を確認したうえで、予算要求が行われている。

第7. 交通企画費（政策経費B・消費）1

担当部課名 交通企画課

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

高齢者の交通事故防止対策に関する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区 分	報 償 費	需 用 費	役 務 費	合 計
予 算 額	4,000	391	819	5,210
事業費実績	3,994	139	793	4,926
予算差額	6	252	26	284

(3) 令和2年度を取組と実施状況

委嘱している「高齢者交通安全等アドバイザー」200名に高齢者宅への訪問指導や事故防止を呼び掛けるパンフレット等の配布を依頼した。また、「高齢者自転車免許教室」を開催するなどして、高齢者の交通事故防止を図る活動を実施した。

令和2年度 5,018世帯を訪問

「高齢者自転車教室」は、年8回開催・120人参加

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業では、各警察署で適切な人材を選定し、200人に委嘱者を絞って、アドバイザーとして活動を依頼している。訪問先の高齢者について名簿は作成していないため、各アドバイザーの裁量で高齢者を訪問している。そのため土地勘や地域の高齢者の状

況に詳しいものが適任とされている。交通企画課でも訪問の際に個人情報収集していないため、訪問先までを特定できるものはないが、毎月活動報告は各警察署に行われ、交通企画課にも報告がなされているとのことである。

事業に関する資料の閲覧およびヒアリングの結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

第8. 交通企画（政策経費 B・消費） 2

担当部課名 交通企画課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

とちぎ学生交通安全リーダー委嘱・安管法定講習に関する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区 分	需用費	役務費	委託料	合 計
予 算 額	28	127	29,095	29,250
事業費実績	28	120	28,846	28,994
予 算 差 額	0	7	249	256

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

ア とちぎ学生交通安全リーダーの活動等

- ・県内に本拠地をおく大学、専門学校等 19 団体（322 名）に委嘱し、交通安全活動に資するボランティア活動を推進することで、交通安全ボランティア活動団体の活性化を図るとともに、同世代の交通安全意識の向上を図るもの。
- ・令和 2 年度、交通安全ボランティア 322 人に対し、死亡保障 1,000 万円等（保険料人当たり 370 円）のボランティア活動保険を契約した。
- ・とちぎ学生交通安全リーダーの活動用として着用している統一の帽子 50 個を補充整備（各署に調査して経年劣化したものを新調）した。

イ 安管法定講習

- ・公安委員会は、内閣府令の定めにより講習を実施しなければならない。
- ・安全運転管理者等講習は、各事業所が選定した安全運転管理者等に対し、

自動車及び道路の交通に関する法令の知識、その他自動車の安全な運転に必要な知識、自動車の運転者に対する交通安全教育に必要な知識及び技能、安全運転管理に必要な知識及び技能に関する講習を実施するもの。

年度内、県内 7,081 事業所に対し実施。

講習 39 回実施

対象 安全運転管理者 7,081 名

副安全運転管理者 1,297 名

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業は、学生ボランティアによる交通安全活動に関する経費と安全運転管理者の法定講習の委託である。交通安全ボランティアは街頭での活動になるため、委嘱団体構成員に対する保険を契約し、一人当たり 370 円の保険料を負担している。また帽子といった一部の被服も負担している。委嘱している活動団体 19 団体 (322 名) であるが、令和 2 年度は 1 団体 40 名のみ活動実績となったが、これは新型コロナウイルス感染症により活動自粛された影響による。

年 1 回の安全運転管理者の法定講習の実施は一般社団法人栃木県安全運転管理者協議会に委託されている (一般競争入札)。講習は県内各所で年間 40 回以上を実施するとされ、令和 2 年度は補充講習を含め 39 回で対象となる受講者全員が受講を完了している。

事業に関する資料の閲覧およびヒアリングの結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

第9. 交通企画 (政策経費 B・消費) 3

担当部課名 交通規制課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

自動車保管場所申請や道路使用許可に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区分	委託料
予算額	259,128
事業費実績	245,825
予算差額	13,303

(3) 令和 2 年度 of 取組と実施状況

自動車保管場所や道路使用の許可にあたり、現地調査業務や電算管理業務を外部に委託したもの。

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業では、自動車保管場所現地調査、道路使用許可現地確認および電算管理業務を実施しており、いずれも交通安全協会に実施 1 件あたりの単価契約による委託を行っている。関連する資料の閲覧およびヒアリングを実施した結果、特に問題となる事項は発見されなかった。なお、電算管理業務は書面による自動車保管場所証明申請等を OSS システムに入力する業務であり、令和 2 年度の委託料実績は 35,262 千円である。当業務はインターネットを通じた OSS 申請の場合は発生しない業務であるため、経済性の観点から、「第 2. 交通企画（一般経費 A 投資）1」で述べたように OSS 申請の利用促進の取組をすることが望ましい。

第10. 交通企画（政策経費 B・投資）

担当部課名 交通企画課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通事故情報掲載委託および事故情報システム・高齢者への教育装置のリースに関する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

(単位：千円)

区 分	委 託 料	使用料及び賃借料	合 計
予算額	13,425	40,194	53,619
事業費実績	13,425	40,194	53,619
予算差額	0	0	0

(3) 令和2年度の取組と実施状況

○地図情報発信サービス

県内で発生した交通事故や犯罪発生場所・日時等を電子地図上に表示し、県民に発生状況の情報を提供する「ルリちゃんパトロールまっぷ」を業者に委託し発信している。その委託料である。

令和2年中のアクセス数 259,582回

○交通情報管理システムリース

栃木県警察が取り扱った全交通事故及び交通違反のデータを入力・管理し、交通事故統計の作成および分析、携帯端末による交通反則切符作成、交通事故事件捜査の監理等に使用するシステムをリースしている。

○地図分析システムサーバリース

交通情報管理システムに集約された交通事故及び交通違反データにより、交通事故・違反場所を電子地図上に表示させ、地理分析により交通事故の傾向や交通取締りを要する場所の洗い出し等を行うシステム(GIS)をリースしている。

○模擬横断教育装置リース

道路横断の危険性を安全に体験することができる「歩行者模擬横断教育装置」を導入し、高齢者に対し参加体験型の交通安全教育を実施した。

年間8回開催 502人参加

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業の各取組に関し、ヒアリングおよび契約図書や業務の結果に関する書類を閲覧し、事業の内容や目的、事業の管理手続の実施状況の確認を行った。交通情報管理システムや地図分析システムで作成された統計や分析された情報は、交通安全に関する講習のための資料や、交通安全に関する事業を企画するうえでの資料として活用されている。

なお令和 2 年度における模擬横断教育装置を用いた交通安全教育の実施回数は新型コロナウイルス感染症の影響で例年よりも大幅に少なくなっている。

第11. 交通企画（知事指定枠・消費）

担当部課名 交通企画課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

「止まってくれない栃木県からの脱却」のための歩行者保護意識向上の広告・CMに関する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区分	役 務 費	委 託 料	合 計
予算額	3,228	5,170	8,398
事業費実績	3,228	5,170	8,398
予算差額	0	0	0

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

役務費

歩行者保護意識向上新聞広告

下野新聞 1 面に 3 段フルカラーで 6 回啓発広告を掲載した。

4 月～6 月 「横断歩道の交通ルール」 遵守に関する内容のもの

10 月～12 月 「夜間は原則ハイビーム」に関する内容のもの

委託料

歩行者保護意識向上のテレビCM制作・放送

とちぎテレビに「歩行者保護意識向上」に向けたスポットCMを作製委託し、年間を通じて毎日2回放送した。

CM時間 30秒

18:00 と 21:00 のニュースの間に放送

2. 監査の結果

(1) 契約内容と実績数量の把握について（意見）

ア. 結論

契約で定められた業務数量と実績数量の管理を正確に行うべきである。

イ. 内容

本事業は、ドライバーの歩行者保護意識向上のためのテレビCM制作・放送および新聞広告を行うものである。広告内容は、信号機のない横断歩道での一時停止率について栃木県が全国ワースト1位になったことがあることや、夜間のハイビーム使用率が低く、夜間歩行中の死亡事故では、ほとんどの加害車両がロービームであることなどから、これらを題材として歩行者保護意識を向上させることを意図したものとなっている。

とちぎテレビでのCM放送の委託契約に係る仕様書によれば、放送回数は令和2年度で毎週土曜・日曜を除く平日2回とされていたが、放送実績を見ると、土曜および日曜も含めて毎日放送されている。放送回数が契約と異なる件について、質問したところ経緯については把握されていなかった。

請求額および支出額については、契約額から特に変更されておらず、放送回数のみが増えた結果であるが、契約している内容から変更があったのならば、適切に把握し記録を残すべきである。

第12. 交通企画（指定事業・一定ルール）

担当部課名 交通企画課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

スケアード・ストレイト実施に関する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

(単位：千円)

区 分	委 託 料	合 計
予 算 額	7,781	7,781
事業費実績	7,781	7,781
予算差額	0	0

(3)令和2年度の取組と実施状況

高齢者スケアード・ストレイト

高齢者の交通事故防止のため、スタントマンが交通事故を実演し、事故の衝撃や恐ろしさを実感させる交通安全教室を実施した。

年間6回開催 896人受講

2. 監査の結果

(1)交通安全教室の映像化について（意見）

ア. 結論

交通安全教室の映像化業務について、映像の活用状況の把握と費用対効果の検討が必要である。

イ. 内容

本事業ではスタントマンの実演を交えた交通安全教室を委託により実施している。委託業務には実施した交通安全教室1回分を、10～15分程度の映像DVDとして作成する業務が含まれている。このDVDの活用状況について質問したところ、交通安全教室等に活用するために各警察署に配布されているとのことだが、警察本部では具体的な利用状況について把握していなかった。

映像化は毎年度、交通安全教室の実施と併せて委託しており、積算上も少額とはいえない金額が含まれている。作成された映像がどのような活用されているかを把握し、内容として毎年度新しく映像化すべきものなのか等、事業の費用対効果の検討が必要である。

第13. 交通取締費（一般経費 B 投資）

担当部課名 交通指導課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通指導取締りに要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区 分	備品購入費 指定物品等購入費	合 計
予 算 額	5,192	5,192
事 業 費 実 績	5,192	5,192
予 算 差 額	0	0

(3) 令和2年度の取組と実施状況

本機は、定置式の数速度違反取締装置であり、車両の走行速度を計測し、速度超過の場合速度違反として検挙するものである。令和2年度は、2警察署に更新整備し、速度違反取締りに活用して交通事故抑止に努めた。

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

定置式の数速度違反取締装置の更新の考え方や、管理の方法などについてヒアリングおよび資料の閲覧をして内容を確認した。県内各署に配備されているものを、保守の結果や経過年数および予算を見て更新を決定している。電波法改正により令和4年12月以降、新規格（新スプリアス基準）に適合する機器のみ使用可能になるため、段階的に適合機器を配備する予定である。適合機器の配備状況や各機器の年式等については、管理表を用いて更新の計画を行っている。

第14. 交通取締費（一般経費B 消費）

担当部課名 交通指導課

1. 事業の概要

(1) 事業の内容

交通指導取締りに要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区 分	予 算 額	事業費実績	予算差額
報 償 費	87	58	29
需 用 費			
消耗品費	2,180	2,173	7
修繕料	698	609	89
役 務 費			
通信運搬費	11,185	11,139	46
手数料	950	917	33
委 託 料	24	0	24
備品購入費			
その他備品購入費	1,665	1,665	0
負担金補助及び交付金			
負 担 金	98	0	98
合 計	16,887	16,561	326

(3) 令和2年度の取組と実施状況

交通事故抑止対策の柱は交通指導取締りであり、警察では無免許、酒気帯び、著しい速度超過、信号無視、過積載運転等交通事故に直結する悪質危険性の高い違反に対し、県内各警察署等において指導取締りを実施、交通事故抑止に努めた。

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業では交通指導取締りに係る諸経費を支出している。上記事業費実績の各区分の内容および支出における執行手続きの状況について、ヒアリングおよび資料の閲覧により確認した。事業費のうち消耗品費やその他備品購入費は、デジタルカメラや呼気中アルコール測定器などの交通取締現場で使用する器具機器類である。また最も支出が多い通信運搬費は証拠品となる車両のレッカー移動に係る支出である。

第15. 交通取締費（指定事業 法令等）

担当部課名 交通指導課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通指導取締りに要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

(単位：千円)

区 分	予 算 額	事業費実績	予算差額
手 数 料	11,080	11,059	21
(内訳)			
1 速度測定器	858	858	0
2 移動オービス	1,100	1,100	0
3 飲酒検知器	535	535	0
4 重量測定器	1,446	1,446	0
5 オービスⅢ	4,842	4,842	0
6 自動解析図化機	880	880	0
7 可視光線透過率測定器	264	264	0
8 車間距離測定装置保守点検	598	598	0
9 取締用速度測定器検査調整手数料	117	96	21
10 ステレオカメラ	440	440	0

(3) 令和2年度の取組と実施状況

交通指導取締りで使用する取締り機器等、道路交通法の規定に違反する事実立証に使用する取締り機材を、定期的に点検を実施するなど保守管理を適正に行い、公判維持に努めた。

2. 監査の結果

(1) 故障した取締り機器に関する対応について（指摘事項）

ア. 結論

故障をした取締り機器が長期間にわたり修理が行われず、動作しないままとなっている。

イ. 内容

本事業では、各種道路交通法違反を取締る機材について運用要領等を定め、年1回以上の定期点検を実施している。取締り機器の定期点検の執行状況について確認したところ、故障のため点検対象となっていない機器が複数あったため、これらの故障した機器に関する対応状況についても確認を行った。

故障した機器のうち1台は令和2年3月の点検により故障が判明したが、修繕が実施されたのは令和3年になってからだった。残りの機器については平成28年3月から平成29年3月の間には点検により故障が判明していたが、いずれも修繕がなされず長期間にわたり正常に動作しない状態であった。

このように修繕対応が遅くなった、または修繕がなされていない理由について質問したところ、必要性について認識はしているものの、予算要求の優先順位の関係で、入札差金等の執行残額での対応となり、令和2年度の1台の修繕は、残額が分かる年度末に、可能な分を実施したとのことであった。

不具合の有無を確認し、問題があれば改善できるようにすることも、定期点検の目的である。予算の制約があるとはいえ、発見した故障の対応が長期間なされていないのは適切ではない。必要な交通取締り機器の不具合等については速やかに修繕すべきである。

第16. 交通取締費（政策経費 B 投資）

担当部課名 交通指導課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通指導取締りに要する経費

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区分	使用料及び賃借料	合計
予算額	4,257	4,257
事業費実績	4,257	4,257
予算差額	0	0

(3) 令和2年度を取組と実施状況

社会的反響の大きい悪質・重大事故の現場において、実況見分終了後に3Dレーザースキャナを使用し、撮影を実施した。

2. 監査の結果

(1) 機器の有効活用について（意見）

ア. 結論

導入した機器の使用実績が少ないため、活用の幅を広げていく取組が望まれる。

イ. 内容

従来から事故現場の記録は、手作業による測定とステレオカメラで撮影した画像から作図することで行っているが、事故現場での長時間の交通規制や人員の確保を要し、作図についても、専門技術を持つ者による日数をかけた処理が必要であった。本事業で賃借している3Dレーザースキャナは最先端技術により事故現場を速やかに計測し、デジタルデータから簡単に図面化できる機械である。栃木県警でも裁判員裁判や公判等を見据えた体制の整備を図るため当機器を導入している。

事故現場で要する時間が短くてすみ、専門的な技能を持つものがなくても扱いやすいといったメリットがある当機器であるが、令和2年度の実際の事故現場での使用実績は2回のみである。使用回数が少ないのは、当機器の使用に係る要領に基づき、社会的反響の大きい悪質・重大事故現場のみに使用されているからとのことである。当機器の賃借料は決して安いものではなく、使用することによるメリットも大きいため、交通量の多い場所においては優先的に使用するなど、柔軟に活用の幅を広げていくことが望ましい。

第17. 交通取締費（指定事業 増減大）

担当部課名 交通指導課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

交通指導取締りに要する経費

交通情報管理システム機器に係る諸費用

(2) 令和2年度予算額と事業費実績（単位事業又は細事業ごと）

（単位：千円）

区 分	役 務 費 通信運搬費	使用料及び賃借料	合 計
予 算 額	9,500	48,369	57,869
事 業 費 実 績	9,491	48,349	57,840
予 算 差 額	9	20	29

(3) 令和2年度の取組と実施状況

本システムは交通事故管理、交通違反管理をはじめ各種機能を搭載し、更に、連携する交通携帯端末を用いて交通反則切符の作成等が行われるものである。

県内で発生した全ての交通事故情報及び交通違反情報を蓄積・分析し、交通事故抑止対策の基礎とするほか、交通携帯端末の使用により切符処理時間を短縮するなど、業務の効率化を実現している。

2. 監査の結果

(1) 予算の執行管理状況について

ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

ヒアリング及び資料の閲覧により、本システムの概要、端末の配備状況、使用の効果、予算の執行手続等について確認を行った。本システムは従来の事故管理システムに取締管理機能を追加し、携帯端末による現場の写真撮影などの情報収集から切符の出力まで可能としている。端末を利用した切符発行や情報入力が可能となったことで、現場での所要時間が14～15分程度短くなり、端末入力情報が管理システムに連携することで紙の切符のシステム入力作業がなくなり、帰所してからの所要時間も22分程度短縮されたとのことである。現在の違反切符のシステム発行率は8割程度であるが、今後さらなる利用率の向上と効率化の促進が期待される。

IV その他所見

栃木県警察の各事業に対する監査の結果は、以上のとおりであるが、監査の対象とした事業の中に課題は認識されているが、解決のできない状況のものや、包括外部監査の範囲を超える提言について、その事実及び内容を所見として記載する。

第1. 代替収容制度の経費負担等について

「Ⅲ 監査の結果 第1節第3章第2」において留置人費償還金を監査の対象としたが、代替収容制度の経費負担等の問題は未解決の状態であり、国による解決が求められる。

(ア) 代替収容制度

留置人は、逮捕後、48 時間以内に検察官へ送致するか否かが決定され、送致された場合にはそれから 24 時間以内に勾留請求の判断が検察官により裁判所に対して行われる。検察官は、勾留請求を行ってから 10 日以内に起訴すべきか否かを判断するが、延長は更に 10 日間認められており、最長 20 日間の勾留期間がある。

被疑者を勾留する裁判官は、その勾留場所を法務省の所管となる刑事施設（拘置所）とすることが刑事訴訟法において決められている。ただし、刑事収容施設法において、勾留されるものを刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができることから、いずれを勾留場所とするかは裁判官の判断となる。さらに、勾留施設の不足によって警察署の留置施設において裁判官の判事勾留として 2 か月が認められ、その後更新が可能となっている。被疑者の検察官送致から最長 20 日間の勾留期間内の起訴を経て刑事施設（拘置所）へ移送するまでの警察留置が可能となるが、この取扱いが代替収容制度といわれるものである。ただし、長期間の警察留置は、被疑者が起訴後も捜査機関である警察署内の留置所に勾留されることを可能とし、留置人の人権の問題に係ることになる。

次の表は、過去 5 年間の留置人の平均留置日数を算定したものであるが、5 年間で 6 日間も警察留置が伸びていることが分かる。

(単位：人、日)

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
実人員	1,841	1,852	1,642	1,656	1,580
延べ人員	52,661	58,498	56,710	54,598	54,632
平均収容日数	28.6	31.6	34.5	33.0	34.6

(イ) 経費負担

代替収容制度には、国と県警の運営費の負担の問題がある。留置人の経費の実績は償還金を上回っているため警察本部の持ち出しとなっているのが実態である。令和 2 年度で見ると、留置人に掛かる経費は 111,155 千円であるのに対し、留置人費償還金は 89,193 千円であり 21,962 千円の県費の持ち出しとなっている。

(単位：千円)

区分	報償費	食糧費	消耗品費	手数料	委託料 (診療費)	使用料	合計
留置人償還金							89,193
事業費実績	6,952	63,400	2,586	742	32,980	4,495	111,155
実質事業費							△21,962

令和2年度の償還金の日額は、1,760円であり、内訳は食糧費が1,216円、留置施設管理費が544円である。留置人費償還金の日額は、毎年度見直しされているが、その額の推移は次のとおりであり、値上げは僅かであって実費を下回る状況である。

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
日額	1,710円	1,740円	1,760円	1,780円

食糧費をとっても、この額は3食分であり1食当たり405円であることから厳しい日額であることが分かる。特に留置人の病気の際発生する医療費について、医師の負担を考慮して自由診療扱いとなっている。現状、健康保険診療に準じた医療費計算となっているが、医師の精神的な負担を考えるとその確保が難しくなる懸念があり、別途医療費の手当が必要な実態がある。代替収容制度の財源及び留置人の人権の問題、共に国の制度及び予算措置の問題であり、国による解決が求められる。

第2. 警察署協議会委員の多様性について

「Ⅲ 監査の結果 第2節第4章第21」において監査の対象とした警察署協議会の運営に要する経費について、警察署協議会名簿を閲覧したところ、全員が日本人であった。栃木県外国人住民数現況調査結果（令和2年12月31日現在）では、令和2年12月31日現在県内市町の住民基本台帳に基づく外国人住民数は42,828人、県人口に占める割合は2.19%と記載されている。なお、市町別人口に占める在住外国人数の割合は、真岡市が4.29%、小山市が4.25%と県平均の2倍程度となっている。外国人との共生は必要不可欠であり、外国人の存在は地域社会における重要な部分を担っている。従って、住民の生の声を十分に理解するという警察署協議会制度の設置趣旨に基づき県内居住の外国人を警察署協議会の委員に登用し意見を聴衆することが望まれる。

第3. 遠隔操作型カメラの更新費用について

「Ⅲ 監査の結果 第2節第15章第9」において監査の対象とした電話維持費は、天皇

ご一家、上皇・上皇后的那須御用邸への行幸、行啓において、新幹線的那須塩原駅駐車場に設置された遠隔操作型カメラの映像を警備指揮本部へ転送するための通信費である。

本体のカメラは、平成 17 年度にリース契約により設置されているが、その後再リースを繰返して現在に至っている。機種が古く画像の精度も落ちるため本体の更新を実施する時期にあると考えているが、実現していない。警察本部費で負担するには限界があり、警察任務の性格から施設の更新は国費で賄う経費であるとする。